

論 文

三井越後屋の飛脚問屋 越後屋孫兵衛（孫右衛門）・奈良物屋三右衛門
—江戸後期「金銀請払勘定・雑用方目録」からみる経営収支と輸送—

卷島 隆

はじめに

江戸時代の大手呉服商、三井越後屋の経営資料を収蔵する三井文庫には、三井越後屋が取り引きした飛脚問屋「越後屋孫兵衛（後に孫右衛門）」「奈良物屋三右衛門」（両店共に京都に所在した）に関連する貴重史料が保管されている。

関連史料を用いた先行研究では藤村潤一郎氏の先駆的な成果⁽¹⁾があり、江戸中期における越後屋孫兵衛の「金銀請払勘定・雑用方目録」を分析した。また同文庫元職員の嶋田早苗氏⁽²⁾は歴代当主の事歴に絞って明らかにした。そこで本論考では江戸後期の天保2（1831）から明治4年（1871）までの奈良物屋三右衛門名義の「金銀請払勘定・雑用方目録」（但し、幕末期欠落、以降、目録と略称）を史料に用いて金銀銭の約40年に亘る出納状況から経営実態を明らかにしたいと考える。

三井文庫に収蔵される目録は表1の期間のものが残されている。年2回、1月～7月14日の上半期と、7月15日～12月晦日の下半期に別個に記帳され（以降、天保2年上半期の場合は天保2上、下半期は天保2下と表記）、三井京本店宛てに納められた。作成者は越後屋・奈良物屋の主人ではなく、番頭クラスの者と推測される。本論で当該期（表1 No.8～18）を検討対象とする理由は、目録が次第に項目の用語、形式も定型化され、統計処理するのに扱いやす

No.	表題	目録文書番号
1	元文5年（1740）出入勘定目録	本1495—26—1
2	寛延2年（1749）勘定書	本1456—4—4
3	年不詳、越後屋孫兵衛勘定調書覚	別551—1
4	年不詳（勘定調書覚）三力年駄賃調	別551—8
5	享和3（1803）年目録	本1467—10
6	文化2年（1805）目録・勘定	本1467—11
7	文政6年（1823）秋～同12年（1829）秋目録雑用方	別1326（1綴）
8	文政13年春～天保4年（1833）春金銀請払勘定雑用方目録	本2050—1～9
9	天保4年秋、天保5年春金銀請払勘定雑用方目録	本2052—1、2
10	天保5年秋～天保9年秋金銀請払勘定雑用方目録	本2050—10～18
11	天保10年（1839）春～天保15年（1844）春金銀請払勘定雑用方目録	本2052—3～13

- 藤村潤一郎「近世中期京都順番飛脚問屋の研究」（『史学雑誌』第74編11号、1965年）。同氏は元文5年（1740）、寛延2年（1749）、享和3年（1803）の目録について検討した。
- 嶋田早苗「三井店出入りの二軒の飛脚問屋について—三井文庫周蔵史料による—」（『三井文庫論叢』37号、2003年）

No.	表題	目録文書番号
12	弘化元年(1844)秋金銀請払勘定雑用方目録	別572—甲—1
13	弘化2年春～嘉永元年(1848)秋金銀請払勘定雑用方目録	本2050—18～26
14	嘉永2年春金銀請払勘定雑用方目録	本2044—33
15	嘉永2年秋金銀請払勘定雑用方目録	本2050—27
16	明治2年(1869)秋金銀請払勘定雑用方目録	本1475—50
17	明治3年春金銀請払勘定雑用方目録	続415—1
18	明治3年秋、明治4年(1871)春金銀請払勘定雑用方目録	追746—1、2

* 嶋田早苗「三井出入りの二軒の飛脚問屋について—三井文庫収蔵史料による概観—」(『三井文庫論叢』37、2003年)の第1章注47を参照して筆者が加工・作成

表1 奈良物屋三右衛門「金銀請払勘定雑用方目録」(三井文庫所蔵)

いという事情があるからである。

目録の構成は大きく3つに分かれており、奈良物屋三右衛門の「請方(うけかた)」「払方(はらいかた)」「雑用方(ごつようかた)」の3項目別に記された収支報告書と言うべきものである。雑用方は払方の中の「台所雑用方」に相当し、目録の後ろに改めて雑用方として米や酒、味噌など項目別に支払いが記されている。これら請方と払方、雑用方の項目及び金額を検討することによって、今までの飛脚研究では明示し得なかった飛脚問屋の経営実態を客観的な数値に基づいて明らかにできるものとする。

本論の構成であるが、主に越後屋・奈良物屋についての概略及び目録の検討から成る。目録の考察については各項目の定義づけを試みる。さらに符丁(銀換算表記に用いられている)の読み方に触れた上で、目録の項目と金額を一覧表に示し、輸送・御用・陸海輸送、奉公人数、米購入、融資について論ずる。最後に越後屋・奈良物屋の財務状況を示す請方と払方がそれぞれ銀数百貫単位という巨額でありながら、その延銀(差引額)が零細商売並みに極めて少額という意外な事実が判明したのだが、それがどういう原因によるものなのか考察したい。

1 越後屋孫兵衛(孫右衛門)と奈良物屋三右衛門

(1) 越後屋孫兵衛・孫右衛門

越後屋孫兵衛の始まりは三井越後屋の江戸店の創業とほぼ同時期とみられる。それを証する史料を以下に掲げる。

一 御本店御先祖松樹院様御取立ニ奉預り候孫兵衛義ハ東江州岡本村出生之者ニ而御本店江戸表始而江戸出店出来之砌、江戸御下し荷物請負方仕度旨、御願奉申上候而、御免ヲ蒙り御蔭ヲ以永々続仕候へ共、正徳四午七月廿九日、死去仕候事、是則私方之先祖ニ而諸国御廻り之節目々御相談相手ニ御供仕、相廻り候由申伝へ候(後略)⁽³⁾

上記は文政9年(1826)に作成された由緒の口上書である。傍線部で注目されるのは「申伝へ」とされる口伝と思しき部分であり、三井創業の三井高利が諸国を巡った折に供として初代の岡本孫兵衛が随行し、相談相手となったという。高利が三井越後屋の実質的な「輸送部門」を独立させ、その責任者として特に信頼を置いた奉公人の岡本孫兵衛に任せて創業させた経緯がわかる。諸国を巡った結果、街道の事情にも詳しくはあろう岡本孫兵衛は手代別家(嶋田早苗氏の推論)に取り立てられ、延宝元年(1673)に飛脚問屋「越後屋孫兵衛」を名乗

り、呉服輸送を担う江戸下し荷物請負方を許可された。

越後屋孫兵衛のようにもともと呉服商の手代だった者が輸送部門として飛脚問屋を創業するというケースは他にもみられる。「島屋佐右衛門家声録」に次のようにある。

藤岡依田取引 (享保) 二拾年卯六月

上州飛脚之事は初はめいめい江戸へかづき、又は馬に附なとして売払しを、あふみや五兵衛、其比ハ白木屋のおとこ成しか、此飛脚をつとめ、越後や手代孫兵衛と中間となり、上州の江戸・京都の通路を受あひ、近江の生れ故ニあふみや五兵衛と号、一軒しておもふ儘につとめしを、紙屋平左衛門といふ人、依田五兵衛とひとつニ成り、教祐と相談して取引となり、近五初ノ名 白木屋太郎助 支配平助、此もののち八十かし萩はら勘右衛門手代となる⁽⁴⁾

上記は京都の飛脚問屋近江屋五兵衛が元々呉服商白木屋彦太郎の奉公人だったが、飛脚問屋「白木屋太郎助」（後に近江屋五兵衛）として独立し、越後屋孫兵衛と「中間」即ち飛脚仲間を構成したとある。呉服商にとっては自前の輸送部門を持つことよりも信頼のおける元奉公人を独立させて専門の輸送業者とした上で改めて契約することにメリットがあったのであろう。メリットとは即ち呉服商が輸送部門を管理せずに本業に専念できること、また独立採算制による損益の分離、また街道沿いの交通・地域情報を得られる点などが挙げられようか。現在のアウトソーシングに通ずる考え方である。一方、呉服商から独立した飛脚問屋は独立採算制による営業を可能とし、特定呉服商の荷物を一手に引き受け、さらには呉服商が継続することによって呉服商の信用が飛脚問屋の信用の担保ともなり得る。

飛脚問屋の成立とも絡むが、筆者は飛脚問屋(チリンチリンの町飛脚含めて)の淵源について、その多くが人宿(人足派遣業)から発生したものと考えているが、呉服商の手代から独立して飛脚問屋を創業した越後屋孫兵衛と近江屋五兵衛のような事例はまた違った視点を与えてくれる。あくまでも以下は推測の域を出ないが、三井、白木屋に限らず、ある商家が遠隔地取引により遠方輸送を行う場合、当初は信用のおける単独の荷宰領と契約し、荷物を預け輸送させた。だが、商家の業務拡大と共に次第に荷数が増え、宰領も店舗を構え、人を雇い、飛脚問屋化するに至ったのではないだろうか。初代孫兵衛は元々宰領だった可能性を指摘しておきたい。

以下、由緒によって越後屋孫兵衛の歴代当主の履歴に触れる(図1、系譜参照)。2代目孫兵衛の倅幸次郎(3代目孫兵衛)は京都の遊郭島原にて遊び、金400両の借金ができる。4代目孫兵衛(三井江戸向店組頭退役の水谷与兵衛が襲名)は借財の処理に追われ、再建に尽力したとされる。5代目孫兵衛は弟の奈良物屋三右衛門に家督を譲り、自身は奈良物屋三右衛門を名乗る。5代目弟の6代目孫兵衛は十七屋孫兵衛一件(幕府公金を流用)に巻き込まれ、後難を恐れた三井京本店から出入りを禁止される。

7代目孫兵衛(5代目実子)は経営再建に失敗して文政元年(1818)に隠居する。この折、十七屋孫兵衛と同名を避けて8代目は孫右衛門(6代目実子)を名乗る。しかし、5年足らずの相続期間で病死した。

文政2年段階の越後屋孫右衛門の借財は相当に膨らんでいる。「文政二年卯九月調書」⁽⁵⁾を基に一覧化したものが表2である。債務額は小野店の金1,675両と金500両の合計2,175両を筆頭に順番飛脚仲間からの金300両、得意先からの金200両など金2,996両と銀151貫匁(金換算で2,517

4 安井大江丸「島屋佐右衛門家声録」(児玉幸多校訂『近世交通史料集 七 飛脚関係史料』吉川弘文館、1974年)

5 三井文庫 本1465—8—7

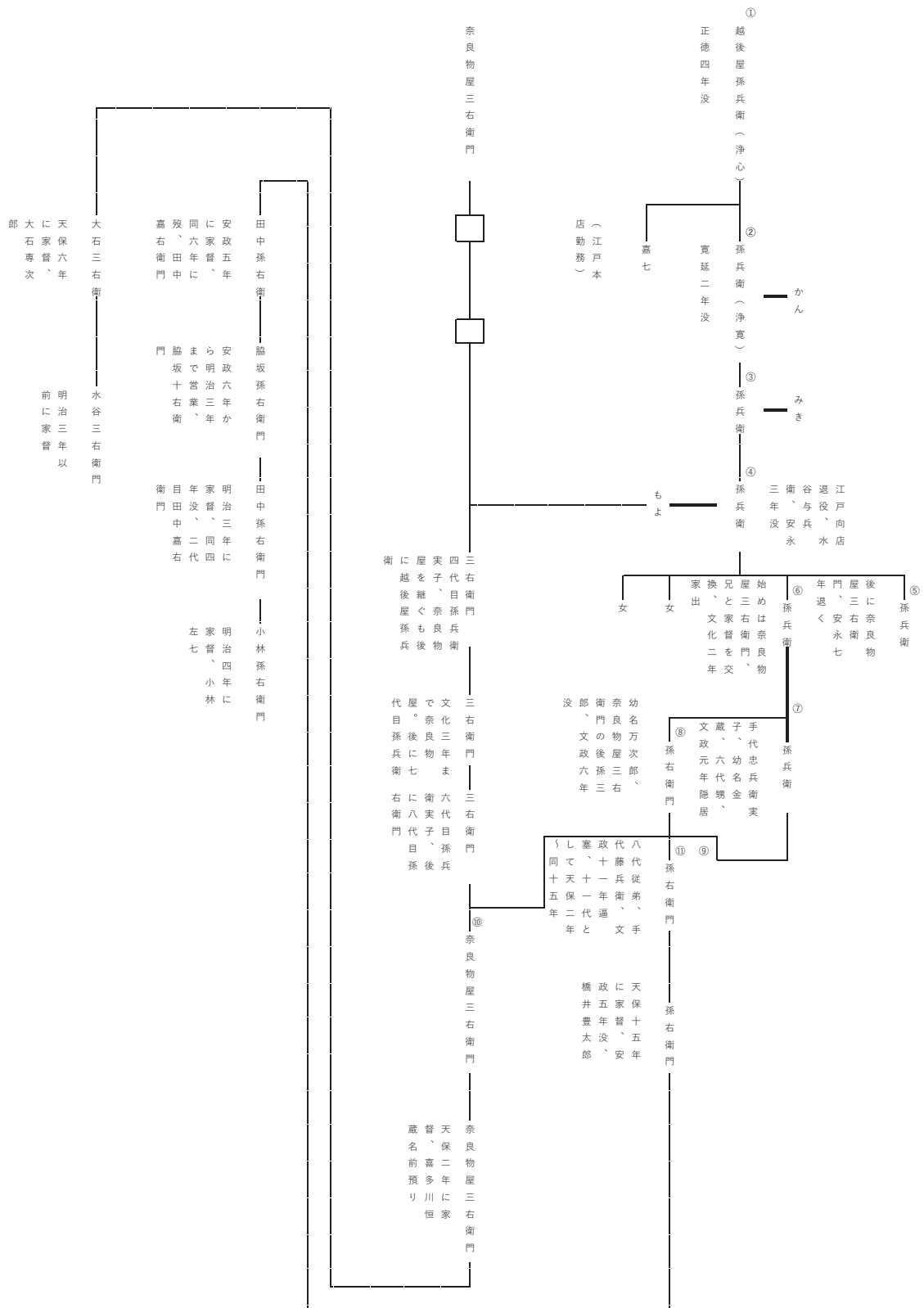


図1 越後屋孫兵衛（孫右衛門）・奈良物屋三右衛門略系図
(嶋田早苗「三井店出入りの二軒の飛脚問屋について—三井文庫収蔵史料による概観—」『三井文庫論叢』37号、2003年)を基に筆者作成

当時借用覚		
債権者	融資額	6カ月分の金利（半季分返済額）
近江屋義右衛門	銀13貫匁	銀468匁
上御店	銀60貫匁	銀1貫800匁
御本店年賦	銀73貫匁	銀1貫314匁
小野店	金1675両	金50両1分
小野店	金500両	金16両2分
閑院様	金291両	金8両2分2朱
両替方	金30両、銀5貫匁	金1両、銀4匁5分、銀180匁
仲ヶ間当座借用	金300両	金12両2分、銀6匁
当盆前当座借用（得意先）	金200両	金9両2分、銀6匁
小計	金2996両、銀151貫匁	金98両1分2朱、銀3貫784匁8分

年賦元入		
出資者	年の返済額（出資額）	金利
両替御店御年賦	銀250匁（高4貫匁）	無利足
藤屋市兵衛年賦	銀250匁（高5貫匁）	無利足
大黒屋源助年賦	金5両（金130両）	無利足
御本店	銀2貫匁	
小野店元入	金25両	
閑院様元入	金9両	
丹波屋儀兵衛（「孫兵衛親元」）	金50両	
小計	金39両、銀2貫500匁（銀に換算して計4貫840匁）	

新年賦		
債権者	返済額	
九条様5カ年賦	金50両（融資額100両の残り）	
昨年借財の内御城内当座預り8カ年賦	金80両（融資額130両の残り）	無利足
丸屋孫市20カ年賦	金700両（半季17両2分ずつ）	
小計（半季分返済額）	金27両2分（銀1貫650匁）	

表2 文政2年（1819）9月における越後屋孫右衛門の債務

両、金1両＝銀60匁で計算）と金5,513両と巨額に上る。さらに年賦による元入（もといれ、資本金）のてこ入れもなされており、さらには新たな年賦として丸屋孫市（飛脚問屋）からの20カ年賦の金700両を筆頭に契約がなされている。

本稿が検討する「金銀請払勘定・雑用方目録」の作成理由は表2と関連する。恐らくは巨額の負債を抱えた越後屋孫右衛門（＝奈良物屋三右衛門）は越後屋京本店の強力な指導と融資の下で本格的な財政再建に乗り出し、その営業収支報告書として連年に亘って作成されたのだと思われる。越後屋京本店の幹部は上納された目録を詳細にチェックし、その都度、厳しく指導し、引き締めを図ったのであろう。

文政6年（1823）に家督を継いだ9代目孫右衛門（8代目従弟）は経営再建を模索する。この9代目孫右衛門が越後屋孫兵衛の由緒を記した。

10代目孫右衛門（7代目実子、奈良物屋三右衛門も名乗る）は北川十兵衛の監督下で経営再建に方法を講ずる。11代目孫右衛門以降は本店作成の「仕法書」に基づいて経営再建に動く。

この仕法書については次章で検討する。その後、京本店から上原政次郎、村上喜助らが派遣され、その監督下に営業の引き締めが図られる。江戸後期の越後屋孫右衛門は特に経営トップの人事に限るが、三井家の出向先であった。

(2) 奈良物屋三右衛門

嶋田早苗氏によると、奈良物屋三右衛門の存在は「元禄頃からの飛脚問屋であることは、間違いないであろう」⁽⁶⁾としている。享保5年(1720)5月11日付で奈良物屋三右衛門(竹屋町通高倉西へ入ル町)は、三井八郎右衛門(駿河町の三井越後屋)と「御荷物請合手形之事」⁽⁷⁾を交わし、京都―江戸の荷物輸送を請け負う契約をしている。この時、請人(保証人)として奈良物屋九左衛門(竹屋町通高倉西へ入ル町)と奈良物屋弥兵衛(二條通河原町西へ入ル町)が押印している。越後屋孫兵衛家に嫁を出したことで親戚筋となり、さらに越後屋孫兵衛家から継嗣者(4代目三右衛門、後の6代目越後屋孫兵衛)を迎えるに従い、親族同士の関係を深めた。やがては奈良物屋株を越後屋孫右衛門(旧越後屋孫兵衛)が所持する形となる。江戸後期の越後屋孫兵衛と奈良物屋三右衛門の両家はほぼ同一視される。

明治44年(1911)8月11日に京都にて元京本店勤務の泉常三郎氏(当時69歳、安政2年<1855>~明治11年<1878>)に聞き書きをした談話要領「越孫の事」によると、「それから越孫の事を聞いたのです。あれは本店の荷物運送方をやって居ったもので、奈良物屋三右衛門と全く同じものであります。世間では奈良物屋と称して居るが、此方の店では越後屋と称して居った。名前も違っては居りますけれども、人が二人あるでもない、店が二つあるでもない、全く同一のものであります」⁽⁸⁾と話している。つまり三井内部では越後屋孫右衛門と呼び、外部からは奈良物屋三右衛門と呼ばれていたということである。

「金銀請払勘定・雑用方目録」は奈良物屋三右衛門名義の目録であるが、越後屋孫右衛門との区別はなく、全くの同一事業体の収支報告ということになる。但し、奈良物屋三右衛門と越後屋孫右衛門は1店であるが、株は2つと認識されていたようである。明治維新後に新政府から上納金を命ぜられた際、京都の仲間は1軒分200両、計5軒分1000両を上納したが、奈良物屋と越後屋2軒分の計400両を負担した⁽⁹⁾。

(3) 越後屋と奈良物屋の順番仲間における位置

目録からも見て取れるように、越後屋孫兵衛、奈良物屋三右衛門は京都順番飛脚仲間として幕府出先機関の京都町奉行の御用を務めた。「諸州国々飛脚便宜鑑」(図2)⁽¹⁰⁾からもわかるように三井越後屋を最大の得意先とする飛脚問屋であると同時に「江戸定飛脚順番問屋」の一員であり、三井以外の商人・町人荷物も取り扱った。

越後屋孫兵衛と奈良物屋三右衛門は順番仲間と共に当初、江戸の配会所として十七屋孫兵衛を取り立てたが⁽¹¹⁾、天明7年(1787)に十七屋が闕所となると、その後継業者として京屋弥兵衛を取り立てて、室町二丁目に移転させた。次に掲げる史料は京屋弥兵衛が順番仲間の相仕

6 前掲、嶋田論考197頁

7 三井文庫 本1880

8 「史料紹介 京都・大坂越後屋勤仕者等談話要領―幕末・維新期の越後屋呉服店―」(『三井文庫論叢』26、1992年)163頁

9 三井文庫 本1477―1―1

10 高陽2205(三井文庫蔵)。高陽は三井高陽氏による収集史料であり、三井文庫ホームページ公開の史料目録には記載がない。同文庫設置カード目録に当たることになる。

11 三井文庫 本1467―9

図2 江戸定飛脚順番問屋に越後屋孫右衛門と奈良物屋三右衛門の名前が並ぶ
 (「諸州国々飛脚便宜鑑」から)

(遠隔輸送先における提携業者) を務めたことがわかる。

置証文之事

一 江戸日本橋室町貳丁目、京屋弥兵衛方商売躰入用ニ付、是々時々金子御貸被成下、私共店勝手宜難有奉存候、此末共入用之節、通帳ヲ以借用仕度奉存候間、金高三百兩迄者御取替御貸可被下候、尤毎年七月、極月半季切無相違、急度返済可仕候、万一江戸表京屋方相滞申候ハ、京都京屋組私共方急度御返済仕、少茂御損掛ケ申間敷候、尤此証文差上置候へ者毎(カ) 迄も右之趣相違無御座候、為後日置証文、依而如件

江戸日本橋室町貳丁目

京屋弥兵衛

寛政三年亥八月

組中

烏丸通御池下ル町

笹屋七郎兵衛 印

高倉通御池下ル町

越後屋七郎右衛門 印

間之町通御池上ル町

丸屋孫市 印

新町通二条上ル町

奈良物屋三右衛門 印

右同町

越後屋孫兵衛 印

越後屋八郎右衛門殿御店

御支配人中⁽¹²⁾

下線部に注目してもらいたいが、京屋弥兵衛江戸店のほかに「京都京屋組」が存在していることがわかる。十七屋闕所という異常事態の直後に越後屋孫兵衛と奈良物屋三右衛門ほか笹屋

12 三井文庫 本1472—13

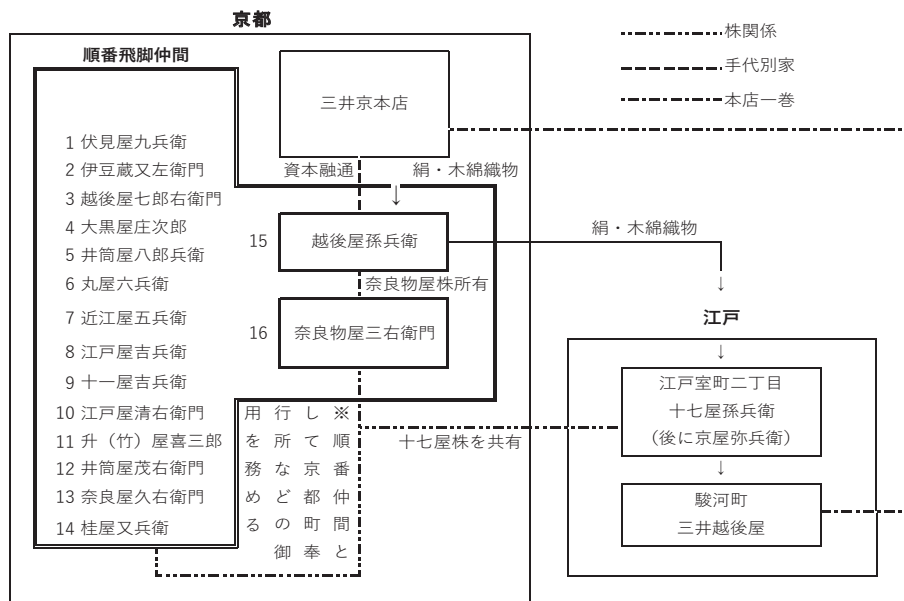


図3 越後屋孫兵衛・奈良物屋三右衛門関係図

七郎兵衛、丸屋孫市といった業者が「京屋組」を称したことがわかる。この後、京屋は白木屋一手で京屋株を所持することになるが、その前に「越後屋八郎右衛門」即ち江戸駿河町の三井越後屋が京屋に金 300 両を融資するてこ入れを図ったことがわかる。この三井の京屋への資本のてこ入れは、越後屋孫兵衛と奈良物屋三右衛門という三井に関わり深い業者の相仕であるという関係が背景にあったからだと考えられる。

越後屋孫兵衛と奈良物屋三右衛門及び順番仲間、三井越後屋との関係も含めていかなる位置関係にあるのかを図式化(図3参照)した。「江戸諸州国々飛脚便宜鑑」にある「江戸定飛脚順番仲間」という呼称は、御用を務める「順番仲間」と江戸における飛脚問屋が御用を務める「江戸定飛脚」(江戸向けの、という両義)とを組み合わせたと推察される。

2 目録作成の態勢

目録はどのような状況下で作成されたのであろう。天保2年(1831)2月付の「仕法書」⁽¹³⁾に詳細に記されている。まず目録の前文を掲げる。

仕法書

奈良三、越孫両家相続筋之儀、是迄度々不相續ニ相成候處、店表の広太之取立ヲ以再度厳敷申聞候得共、兎角堅キ相続出来兼又候先年立替之儀被相願候處、此度者迎而も聞濟難出来候所ヲ一統格別之願ニ付、誠ニ法外之憐愍ヲ以聞濟之上、諸仕法立等申渡し候處、此度者一統格別之働キ以、追々取続茂出来候様子ニ相見江於 店表ニ茂歎入事候、然ル處、是追見届役与し而北川御氏出勤被致候事故折々仕法方之儀相尋候處、一統如才無く被相勤候段、承り案心致有之候處、当春以来の名前人三右衛門殿病氣ニ付、如何与存候ニ付、小川氏并作右衛門殿呼委相尋候處、前文同様追々出精立行之姿之由、承り猶々案心致、乍併此末諸事猶更嚴重ニ仕法相立永統致度段、咄し合ニ付一々聞取之上、又候左之通、諸仕法方相認メ渡シ置候間一統拝見之上仕法被致度存候事

13 三井文庫 別1903-2

一 金預り金銀出シ入レ方役 承り 三右衛門

但、金銀等出シ入レ致候節者出入帳合方々委敷帳面江書札廻り候節、得与吟味之上、出シ入レ可致事

尤出金之節者帳合方之印形金高江押シ北川氏改印無之候者出シ申間敷候事、且入金之節者金預り方印形金高江押シ北川氏改印ヲ請預り入レ可致候事

毎度出勤次第前日之出入金等無之哉之段、惣方江相尋無油断改可申事

前文によると、奈良物屋・越後屋は飛脚問屋としての存続が危ぶまれていたことがわかる。三井京本店に助力を懇請し、ようやく相続が認められたことがわかる。本店は経営再建に助力する代わりに「仕法書」の内容を奈良物屋・越後屋に飲ませた。「金預り金銀出シ入レ方役」は奈良物屋三右衛門が担当し、そのほか「金銀錢出入帳合役」は越後屋孫右衛門、「金銀錢等出入之節改請取役」は太七（支配人）、喜右衛門（詰番中）、小右衛門の3人が担当した。「毎夕下し大帳場役」は奈良物屋三右衛門、「毎夕之元帳仕分役」は越後屋孫右衛門、「御城内掛り諸帳合方」と「登り方諸手板引合方」は太七、喜右衛門らが担った。担当者には厳しい金銀錢出入りのチェックが要求されている。その上で以下のように記される。

一 諸帳面調江金銀出入立合勘定之儀、一統申合、毎月二日、十七日両度ニ相定、朝出勤次第相勤可申事

若無據用向有之候共、何分家名永続第一之儀ニ候得者外用者繰合候而茂急度立合相勤可申事、且又勘定中鳥度杯与申、其場勘定相済迄者立間敷候事

右之通、申合相互ニ吟味致合嚴重ニ取計可被致事第一也

勘定帳合の日は万障繰り合わせての参加を厳しく求められ、また帳合の最中は「鳥度（ちょっと）などと申し」て中座することも禁じているほど、嚴重に執り行われた。勘定調べの帳面は①金銀出入帳②金方取引通③仲ケ間渡帳④月掛り帳⑤現銀帳⑥仲貫目帳⑦直合取引帳⑧大福帳⑨当座帳⑩御城内方本帳⑪御城内方現銀帳⑫両季者掛ケ入帳⑬北南西掛集メ帳⑭御城内方掛集メ帳が列記され、さらに以下の注意書きなされている。

右之通、諸帳面集メ夫々見改勘定致、銘々改印形不残可被致事

然ル上者間違引等有之候節者一統掛り合不調法ニ（不脱カ）相成可申事

御城内長州屋敷、仙台屋敷、細川屋敷、其外諸家諸得意方月拂并ニ五節句払之分、毎月両度勘定之節、口々相改出入無有之ヲ急度調致、月掛ケ帳江付シ可申事

勘定日には立合人が京本店2階に列座した。北に本店の者、小川氏（改役）、東に三右衛門と孫右衛門（両名は名前入）、西に太七（支配人）、喜右衛門（詰番）、作右衛門（惣代）、宰領中居合1人が座した。付則として「五節句諸払買物調方」は喜右衛門、小右衛門、太七、「五節句内渡し前并ニ仕切前本店始書法通ひ調方」は三右衛門と孫右衛門が担当し、やはり嚴重なチェックが要求されている。その上で金銀出入りの帳付けが改めて厳しく規制されている。

一 両季諸方掛ケ方取集メ入帳致、追々店表江上納可被致事第一也

掛ケ方相済皆納之上、阿ら増出入相調置、盆暮共春季、盆後月勘定定日前ニ諸方掛ケ入帳同集メ帳ト引合掛ケ残り払之不足など一々相当り、月掛ケ帳江書出シ置可被申事

承り 孫右衛門

一 毎日金銀出入仕分帳合役

承り 三右衛門

但、仕分之儀者是迄之通、口々仕分一々訳書等委敷被致置、何時ニ而も店卸し勘定出来候様可被致置候事

尤店卸し諸調書是迄之通、委敷相認メ急度可被指候事

如上のように細かな金銀錢の出入りに関してのチェックは、三右衛門と孫右衛門の双肩に負

わされていたことがわかる。後述する債務に関わる記述があるので掲げる。

一 諸方借財方年賦元入等之儀、厳敷応対之上ニ候へ者夫々応対之口銀ニ遣し可申、さなく者相重成■（虫食い、おか）へて不相続ニ相成候間、応対通指入シ可申事

上記は債務の返済に関して厳しく対応することとし、借財が重なれば、越後屋と奈良物屋が相続できないものと促している。そのほか店内においては取り決め通りにすることを第一とし、三右衛門と孫右衛門と重役3人でよく話し合い、昼夜とも詰め合い、店を空けないようにすることを求めている。やむを得ず無人となる場合は「居合宰領中」（居合わせの宰領）に頼んで店を空けないようすることを繰り返している。また奉公人に対しては若者、子供に関して上役への礼儀、また不始末のないようにと謳っている。また「宰領中一統登り居合七候節者店方気ヲ付、諸事失却無之様見配り可被致候事」とも記され、先の宰領の店番と矛盾するようであるが、店方の奉公人、宰領共に相互監視を求めている。

以上の仕法書の条項がどの程度に順守されたかわからないが、当初は三井京本店から厳しい監視がなされ、奈良物屋・越後屋が経営再建に向けて厳しい規制下にあったことがわかる。目録も如上のような二重三重のチェックの下で作成されたものであることが推測できよう。それだけに目録の金額はほぼ正確に記載しているものと思われ、詳細に検討していくことで奈良物屋・越後屋の等身大の経営実態を理解し得るものと言えらる。

3 目録の項目

本章から目録の中身について検討に入る。まずは先行研究の藤村潤一郎氏の成果を参考にしながら項目ごとに定義を試みる。項目の列記の順番が落ち着く天保2年（1831）上目録の項目（表3参照）を基本に後年の目録の項目も混ぜながら見て行く。江戸期独特の用語が用いられるため、意味をつかみかねるもの、推測の域を出ないものもある。

天保2年上半期目録は、孫右衛門、作右衛門、多七、喜右衛門、小右衛門の5人の署名（同一人物の筆跡である）と捺印がなされ、京本店に提出された。孫右衛門は越後屋孫右衛門である。他の4人は重役であろう。

奥書についてであるが、「右相改相違無御座候、以上」の奥書に続く「上原政次郎」は京本店の重役クラスである。この形式そのものは本論で主に検討対象とする明治4年下半期目録までずっと継承されている。

目録は主に「惣請方」（また「請方」「金銀請方」）、「惣払方」（また「払方」「金銀払方」）、「雑用方」（「台所雑用方」）の順で、と別個に記述される。表4では金額の多い項目を中心に一覧表化した。金銀請方は文字通り金銀銭の3貨ごとに金額（銀と銭は金偏が略され、傍のみ表記）が記され、その下に項目が書かれている。金と銭の額の両脇に銀換算が符丁で記され、項目別に「為銀〇貫〇匁〇分〇厘」などと銀換算が表記される。借財や一時預かりも収入として計上されている。払方と雑用方の間に請方と払方の差引、即ち収益が記される。これは第8章で詳述する。以下、項目ごとに定義を試みる。

(1) 請方（収入）

- ①惣掛ケ入高 = 荷主に対する総売掛金。帳面付けの飛脚賃を盆暮れに回収した。
- ②本店延荷物駄賃内借高 = 京本店依頼の荷物送料の前借り。
- ③残銀入高 = 盆暮れまでの未回収分の飛脚賃回収。
- ④毎日現銀駄賃 = 日々入る駄賃（馬代）の徴収。払方①に対応する。

惣請方	
惣掛ケ入高	金1221兩2分3朱、銀2貫884匁4分8厘、銭74貫603文
去暮口々内借高	金580兩
当盆前内借高	金25兩
当春中御店拝借高	金1637兩
同返納利足請	銀59匁3分8厘
毎日現銀駄賃（正月2日～7月14日）	金6兩3分3朱、銀4匁5分、銭22貫778文
月番徳用（「但し三度分」と添え書き）	金9兩2分、銭200文
月番雑用	金11兩1分
月番包料	金38兩2分3朱、銭680文
月番過上割戻り	金57兩2分2朱、銭138文
配り賃（京取預り）	金1兩1分2朱、銭12貫151文
道中取駄賃入	金1兩、銭1貫788文
定飛脚掛り残預り	金3兩2分、銭31貫文
定飛脚配り賃（京引共）	銭25貫112文
登り飛脚（遠方届ケ賃）	銭2貫100文
仲ケ間より当座預り	金3兩2分1朱、銭1貫671文
講銀預り并二本鬮共	金14兩2分、銭860文
店方給金預り	銀238匁4分
小計	銀236貫717匁6分1厘

惣払方	
荷物持金并中指代共	金255兩2分1朱、銭288貫949文
早方払	金113兩1朱、銭6貫44文
店方荒物代	金52兩1分2朱、銭6貫553文
店方諸入用	金1兩1分1朱、銭7貫111文
馬屋払并二熊谷口料共	金19兩1分、銭342文
口々講掛金（半季分）	金21兩1分3朱、銭12文
臨時入用并二弁金共	金8兩3朱、銀6匁、銭4貫252文
附届ケ高	金14兩3分3朱、銀76匁7分5厘、銭3貫151文
過上銀戻し并二長州入目代共	金113兩2分、銀8匁6分5厘、銭15貫125文
仲ケ間毎金講掛金	金7兩
台所雑用	銀7貫537匁6分8厘
孫兵衛賄料	金15兩
孫兵衛江当座かし	金1兩3分1朱
三右衛門死去二付不時入用	金11兩3分、銀15匁7分、銭10貫647文
店方給金過上かし	銀285匁3分
御店江上納	金18兩
小野店利足	金50兩2分1朱
口々年賦渡し	金33兩2分、銀300匁
口々利足	金8兩2分2朱、銀1匁7分5厘、銭1貫500文
小計	銀177貫532匁9分3厘
合計（請払方一払方）	銀59貫184匁6分8厘

正味在物	
店方荒物るい(店卸在物)	銀629匁5分、錢92貫280文
口々講金掛込高(当6月まで)	金54兩2分2朱、銀3貫277匁8分
雑用方(惣払高の台所雑用の内訳)	
米	銀1貫741匁5分
餅	銀40匁5分
醤油	銀94匁4分
酒	銀568匁
肴	銀416匁
青物	銀314匁8分
豆腐	銀74匁5分
干物	銀105匁6分
菓子	銀56匁2分
油	銀135匁3分
蠟燭	銀105匁6分
茶	銀4匁5分
薪、柴	銀300匁7分
笠、挑灯、張替共	銀107匁6分
瀬戸物	銀15匁3分
桶、輪替共	銀8匁1分
墨、筆	銀23匁2分
紙るい	銀277匁9分
町入用并二宿料共	銀813匁3分3厘
神社仏閣	銀208匁8分5厘
薬札	銀292匁1分
仕着施	銀141匁4分
店之者并二子供、下女へ祝儀	銀78匁
諸入用	銀131匁2分
髪結賃	銀117匁4分
小普請	銀201匁1分
太物るい	銀139匁6分
給金	銀1貫25匁
小計	銀7貫537匁6分8厘
別個	
当春借用高	金1637兩(銀に換算して106貫575匁4分7厘)
当春借用高返納高	金838兩1分3朱、銀2貫554匁2分5厘(銀に換算して56貫88匁6厘)
差引	銀50貫487匁4分1厘不足

表3 奈良物屋三右衛門、天保2年(1831)1~7月営業収支

年号	半期	請方					払方						
		惣掛ヶ入高	本店春中借用高(上)		本店延荷物駄賃内借高	月番中		荷物持金并中指代	本店春中上納高(上)		本店延荷物駄賃払	月番払	早方払
			本店秋中借用高(下)	徳用/雑用		荒物代	本店秋中上納高(下)						
天保2 (1831)	上	金1221両2分3朱、銀2貫84匁4分8厘、銭74貫603文	金1637両	金580両(去暮口々内借高と表記)	金9両2分、銭200文/金11両1分	金38両2分3朱、銭680文(同包料と記載)	金255両2分1朱、銭288貫949文	金838両1分3朱、銀2貫554匁2分5厘(本店江返納高と記載)	記載なし	金705両2分3朱、銭4貫630文	金113両1分2朱、銭6貫44文		
	下	金1535両1分3朱、銀4貫834匁5分1厘、銭87貫133文	金1689両、銀477匁6分5厘	記載なし	金16両、銭4貫240文/金10両2分	金50両1分1朱、銭973文(同包料と記載)	金177両3分、銭159貫343文	金1646両2分、銀4貫875匁4分7厘(本店江返納高と記載)	記載なし	金807両2分1朱、銭9貫618文	金189両1分2朱、銭4貫606文		
天保3 (1832)	上	金1363両、銀2貫675匁5分6厘	金1727両、銀2貫181匁9分	記載なし	金9両3分、銭3貫413文/金10両2分	金41両1朱、銭1貫42文(同包料と記載)	金264両2分3朱、銭297貫831文	金1554両1分、銀5貫240匁2分8厘	記載なし	金652両3分、銭204文	金162両1分3朱、銭4貫932文		
	下	金1571両2朱、銀2貫649匁9分6厘、銭139貫484文	金1512両、銀2貫207匁5分	記載なし	金7両2朱、銭2貫95文/金10両1文	金33両3分4朱、銭918文	金267両2分2朱、銭277貫986文	金1498両、銀3貫377匁2分8厘	記載なし	金793両3分、銭2貫855文	金165両3分2朱、銭2貫987文		
天保4 (1833)	上	金1474両2分3朱、銀3貫313匁9分、銭108貫828文	金1136両2分3朱、銀3貫303匁7分5厘	記載なし	金13両1分、銭1貫780文	金72両、銭2貫117文	金353両2分2朱、銭22貫647文	金1134両、銀4貫446匁6分7厘	記載なし	金653両2分3朱、銭1貫205文	金147両3分3朱、銭3貫687文		
	下	金1104両2朱、銀3貫463匁5分4厘、銭120貫54文	金1170両3朱、銀2貫559匁2分7厘、銭30貫157文	金315両	金10両3分2朱、銭1貫178文/金10両1分	金44両3分、銭482文	金218両1分3朱、銭187貫17文	金1153両、銀4貫663匁8分4厘	金286両2朱	金406両3分3朱、銭5貫111文	金153両3分1朱、銭2貫602文		
天保5 (1834)	上	金1057両2分、銀3貫431匁5厘、銭109貫287文	金1347両3分3朱、銀1貫854匁3分4厘	金285両	金6両3分2朱、銭927文/金10両	金32両2分2朱、銭686文	金232両2分1朱、銭234貫682文	金1336両、銀3貫306匁9分7厘	金252両	金371両2分3朱、銭7貫308文	金125両2分2朱、銭2貫985文		
	下	金1014両1分1朱、銀2貫845匁9分5厘、銭140貫674文	金1288両2分3朱、銀1貫409匁7厘	金290両	金7両2朱、銭364文	金44両3分2朱、銭444文	金194両3分3朱、銭173貫195文	金1283両、銀2貫312匁4分6厘	金281両2分	金372両3分1朱、銭3貫954文	金143両3分1朱、銭2貫579文		
天保6 (1835)	上	金1133両2分3朱、銀3貫298匁7分8厘、銭111貫113文	金1223両3分2朱、銀2貫909匁8分6厘	金350両	金10両1分3朱、銭1貫273文	金54両3分3朱、銭1貫33文	金277両1分2朱、銭239貫827文	金1226両、銀3貫299匁9分9厘	金323両	金381両2分2朱、銭3貫558文	金163両2分2朱、銭2貫576文		
	下	金1396両2朱、銀5貫169匁6分5厘、銭152貫667文	金1459両、銀4貫415匁5分8厘	金380両	金4両3分1朱、銭874文	金28両1分1朱、銭689文	金256両、銭219貫860文	金1462両、銀4貫864匁2分8厘	金349両	金611両2分2朱、銭4貫134文	金213両1分2朱、銭2貫542文		
天保7 (1836)	上	金1182両1分3朱、銀3貫871匁5分4厘、銭98貫884文	金1365両、銀9貫113匁6分8厘	金390両	金9両3分1朱、銭1貫122文/金11両1分	金30両1分3朱、銭514文	金229両1朱、銭187貫46文	金1462両、銀4貫594匁9分9厘	金359両	金409両1分3朱、銭2貫926文	金144両3分3朱、銭3貫122文		
	下	金1221両2分3朱、銀2貫283匁8分2厘、銭111貫530文	金1705両2朱、銀11貫521匁4分6厘	金500両	金22両2分3朱、銭1貫146文/金17両2分	金65両2分、銭1貫74文	金224両1朱、銭171貫439文	金1865両、銀3貫16匁9分3厘	金345両	金434両3分3朱、銭2貫287文	金166両2分3朱、銭2貫521文		
天保8 (1837)	上	金1158両2分2朱、銀5貫394匁2分6厘、銭87貫746文	金1690両、銀13貫466匁1分	金200両	金15両1分3朱、銭1貫180文/金18両1分2朱	金35両1分、銭1貫565文	金328両3分1朱、銭207貫288文	金1780両、銀9貫861匁5分8厘	金187両	金319両3分1朱、銭3貫592文	金193両2分3朱、銭3貫55文		
	下	金1210両1分3朱、銀5貫47匁1厘、銭114貫927文	金2140両、銀8貫29匁9分7厘	金300両	金18両2分2朱、銭3貫76文/金21両1分2朱	金47両3朱、銭2貫57文	金252両2分3朱、銭78貫232文	金2110両、銀12貫479匁6分1厘	金252両	金318両1分3朱、銭3貫632文	金261両1分2朱、銭2貫938文		
天保9 (1838)	上	金1492両2朱、銀2貫151匁7厘、銭121貫575文	金2620両、銀14貫89匁4分7厘	金365両	金26両3朱、銭2貫821文/金25両1分	金68両1分2朱、銭2貫121文	金476両2朱、銭152貫259文	金2815両、銀3貫975匁6分9厘	金290両	金261両2分2朱、銭6貫612文	金272両2分2朱、銭2貫668文		
	下	金1352両2分3朱、銀2貫98匁5分9厘、銭117貫937文	金2020両、銀10貫428匁7分	金380両	金16両1分1朱、銭874文/金14両	金41両2分3朱、銭3貫137文	金337両1分2朱、銭91貫303文	金2180両、銀3貫75匁3分4厘	金295両	金305両2分3朱、銭6貫659文	金190両3分3朱、銭2貫272文		
天保10 (1839)	上	金1282両3分1朱、銀6貫116匁9分7厘	金2810両、銀11貫501匁4分	金420両	金24両3朱、銭1貫772文/金22両	金68両2朱、銭3貫765文	金375両3分1朱、銭135貫473文	金2930両、銀3貫983匁2分5厘	金355両	金248両1分1朱、銭3貫556文	金157両2分1朱、銭3貫78文		
	下	金1000両2分1朱、銀4貫953匁9分5厘、銭85貫123文	金1500両、銀14貫695匁2分5厘	金275両	金15両5分、銭916文/金14両	金41両2分1朱、銭2貫288文	金215両3分2朱、銭71貫189文	金1612両、銀8貫254匁3厘	金275両	金354両3分2朱、銭2貫190文	金160両3分2朱、銭2貫164文		
天保11 (1840)	上	金937両1分、銀4貫46匁5分5厘、銭76貫74文	金2130両、銀18貫232匁6分1厘	金300両	金18両2分、銭1貫104文/金18両1分	金50両3分3朱、銭3貫	金144両3分、銭67貫459文	金2350両、銀5貫36匁8分1厘	金230両	金330両2分2朱、銭2貫916文	金129両3分3朱、銭3貫331文		
	下	金920両2分3朱、銀3貫236匁1分6厘、銭80貫905文	金2140両、銀7貫558匁5分7厘	金200両	金20両2分2朱、銭1貫549文/金17両3分	金56両、銭2貫756文	金149両2分1朱、銭33貫107文	金2220両、銀3貫472匁8分2厘	金200両	金395両1分1朱、銭2貫374文	金167両1分3朱、銭1貫944文		
天保12 (1841)	上	金1144両1分、銀6貫250匁8分5厘、銭79貫224文	金3060両、銀8貫458匁6分5厘	金260両	金16両3分2朱、銭831文/金18両1分	金47両1分3朱、銭1貫801文	金207両3分、銭73貫441文	金3120両、銀5貫484匁1分2厘	金220両	金414両、銭3貫825文	金168両2分3朱、銭3貫172文		
	下	金835両2分1朱、銀5貫430匁8分4厘	金2410両、銀6貫851匁5分7厘	金190両	金20両3朱、銭1貫957文/金20両2分	金56両3朱、銭2貫565文	金156両1分、銭36貫208文	金2420両、銀7貫223匁3分5厘	金138両	金326両2分2朱、銭2貫762文	金156両1分2朱、銭2貫292文		
天保13 (1842)	上	金696両2分2朱、銀3貫363匁3分5厘、銭104貫616文	金1720両、銀8貫636匁4分4厘	金120両	金10両2分3朱、銭1貫452文/金14両3分	金30両2分3朱、銭1貫	金130両3朱、銭44貫459文	金1790両、銀4貫344匁8分6厘	金100両	金266両3分2朱、銭3貫126文	金125両2分2朱、銭2貫930文		
	下	金678両3分、銀2貫217匁9分4厘、銭69貫193文	金1440両、銀7貫257匁2分8厘	金70両	金14両3分1朱、銭3貫276文/金21両2分2朱	金51両3分、銭5貫578文	金65両1分2朱、銭27貫874文	金1520両、銀3貫164匁3分	金65両	金284両2分3朱、銭5貫832文	金165両3分1朱、銭5貫87文		

年号	半期	請方						払方					
		惣掛ヶ入高	本店春中借用高		本店延荷物 駄賃内借高	月番中		荷物持金并 中指代	本店春中上納高		本店延荷物 駄賃払	月番払	早方払
			上	下		徳用/雑用	荒物代		上	下			
天保14 (1843)	上	金797兩3分、銀2 貫810匁4分、銭 101貫575文	全2300兩、 銀4貫98匁 7分1厘	全170兩	金13兩1分 3朱、銭4貫 258文/金25 兩2分2朱	金58兩1分 2朱、銭7貫 493文	金116兩2分2朱、 銭40貫722文	全2370兩、 銀1貫209匁 8分6厘	全170兩	金258兩1 分、銭7貫 459文	金211兩2分 2朱、銭5貫 812文		
	下	金942兩、銀3貫 546匁6分6厘、銭 111貫566文	全3630兩、 銀4貫764匁 8分8厘	全230兩	金17兩、銭 3貫482文/ 金23兩	金58兩3分、 銭13貫16文	金155兩2朱、銭49 貫227文	全3710兩、 銀2貫661匁 1分6厘	全218兩	金407兩2 分、銭6貫 626文	金122兩3分 2朱、銭4貫 144文		
天保15 (1844)	上	金880兩3分2朱、 銀3貫365匁3分6 厘、銭96貫241文	全3260兩、 銀5貫893匁 1分1厘	全170兩	金18兩、銭 5貫670文/ 金30兩	金60兩2分、 銭20貫754文	金145兩3分、銭57 貫612文	全3380兩、 銀301匁4分 2厘	全159兩	金355兩1 分、銭6貫 390文	金121兩1 分、銭6貫 224文		
	下	金970兩、銀2貫 897匁5分3厘、銭 90貫229文	全3540兩、 銀4貫66匁 4分	全200兩	金25兩2朱、 銀6貫193文/ 金27兩2 分2朱	金73兩2分、 銭18貫32文	金174兩3分、銭70 貫804文	全3580兩、 銀4貫133匁 3分9厘	全179兩	金399兩2 分、銭4貫 480文	金130兩2分 2朱、銭5貫 632文		
弘化2 (1845)	上	金1104兩3分2朱、 銀4貫559匁9分3 厘、銭91貫450文	全3790兩、 銀8貫654匁 7分8厘	全225兩	金13兩2朱、 銭3貫921文/ 金20兩2 分	金41兩2分2 朱、銭9貫 42文	金205兩2分2朱、 銭72貫83文	全3930兩、 銀2貫714匁 8分8厘	全189兩	金400兩1分 2朱、銭5貫 701文	金178兩1分 2朱、銭4貫 627文		
	下	金1023兩、銀3貫 432匁6分8厘、銭 128貫872文	全3580兩、 銀5貫87匁 9分9厘	全230兩	金20兩2分、 銀1貫573文/ 金19兩2 朱	金55兩3分、 銭5貫301文	全178兩2朱、銭60 貫425文	全3680兩、 銀1貫676匁 3分7厘	全188兩2分	金418兩2 分、銭6貫 78文	金154兩1分 2朱、銭3貫 479文		
弘化3 (1846)	上	金1230兩2朱、銀 3貫649匁7分、銭 111貫956文	全3990兩、 銀5貫667匁 8厘	全220兩	金17兩1分 2朱、銭5貫 160文/金21 兩2分	金45兩3分、 銭4貫356文	全358兩、銭120貫 956文	全4130兩	全172兩2分	金374兩、銭 5貫909文	金139兩2 分、銭6貫 42文		
	下	金1165兩1分2朱、 銀2貫530匁6分、 銭136貫620文	全3500兩、 銀5貫387匁 2分9厘	全130兩	金8兩1分、 銭2貫459文/ 金10兩	金19兩、銭 2貫150文	全449兩3分2朱、 銭123貫535文	全3580兩、 銀4貫119匁 4分1厘	全127兩2分	金185兩2 分、銭4貫 117文	金186兩1分 2朱、銭3貫 938文		
弘化4 (1847)	上	金1234兩2分2朱、 銀5貫27匁1分7 厘、銭127貫965文	全4300兩、 銀8貫153匁 6分	全150兩	金19兩2分、 銭5貫549文/ 金26兩2 分	金53兩、銭 3貫994文	全436兩2朱、銭 149貫369文	全4460兩、 銀2貫207匁 6分1厘	全195兩	金237兩3分 2朱、銭6貫 355文	金148兩1 分、銭4貫 417文		
	下	金1435兩2朱、銀 3貫861匁8分6 厘、銭123貫95文	全4230兩、 銀7貫698匁 2分2厘	全200兩	金11兩2分、 銭2貫985文/ 金13兩3 分	金29兩2分 2朱	全517兩3分、銭 165貫888文	全4370兩、 銀1貫503匁 4分5厘	全207兩1分	金187兩3 分、銭4貫 555文	金208兩3分 2朱、銭4貫 793文		
嘉永元 (1848)	上	金1288兩3分、銀 3貫85匁6厘、銭 158貫457文	全3000兩、 銀5貫668匁 3分	全175兩	金16兩1分、 銭3貫479文/ 金17兩2 分	金35兩、銭 2貫92文	全376兩、銭130貫 262文	全3095兩、 銀2貫219匁 1分9厘	全134兩3分	金311兩3 分、銭6貫 334文	金222兩2分 2朱、銭2貫 401文		
	下	金1228兩1分、銀 3貫103匁3分、銭 117貫5文	全3550兩、 銀10貫13匁 3分1厘	全220兩	金12兩1分 2朱、銭4貫 176文/金18 兩	金32兩2分 2朱、銭5貫 838文	全416兩1分、銭 147貫738文	全3750兩、 銀243匁8分 6厘	全240兩2分 2朱	金214兩3 分、銭6貫 321文	金159兩2 分、銭7貫 200文		
嘉永2 (1849)	上	金1483兩2朱、銀 4貫914匁4分1 厘、銭131貫618文	全4170兩、 銀6貫835匁 2分	全230兩	金18兩、銭 6貫365文/ 金26兩	金52兩3分、 銭4貫573文	全484兩3分、銀6 匁4分、銭158貫 178文	全4250兩、 銀5貫594匁 2分4厘	全211兩2分	金290兩2 分、銭6貫 112文	金232兩2 分、銭4貫 506文		
	下	金1286兩、銀3貫 949匁5厘、銀3貫 949匁5厘、銭141 貫517文	全3693兩、 銀9貫479匁 6分3厘	全185兩	金12兩3分 2朱、銭4貫 781文/金13 兩3分	金24兩2朱、 銭1貫207文	全476兩3分2朱、 銭155貫643文	全3783兩、 銀8貫823匁 4分4厘	全190兩	金183兩3分 2朱、銭5貫 626文	金236兩3分 2朱、銭5貫 163文		
明治2 (1869)	上	欠本						欠本					
	下	金3851兩2分1朱、 銭745貫493文	全3330兩、 銀207貫217 匁8分8厘	全12兩	金1兩1分/ 金18兩	金4兩1朱	記載なし	全3464兩	記載なし	記載なし	全2549兩、 銭59貫725文		
明治3 (1870)	上	金2511兩1分2朱、 銭625貫17文	全4630兩、 銀214貫912 匁4分	記載なし	全1兩3分/ 金18兩	記載なし	金117兩2分、銭 436文	全3263兩	記載なし	記載なし	金2147兩2 分2朱、銭 29貫358文		
	下	金972兩3分、銭 347貫137文	全1928兩、 銀305貫164 匁6分	記載なし	全1兩/金 15兩	記載なし	金27兩1分2朱	全1016兩3 分2朱、銀2 貫7分	記載なし	記載なし	金804兩3 朱、銭20貫 736文		
明治4 (1871)	上	金148兩2分1朱、 銭40貫398文	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし		

注1) 三井文庫所蔵、奈良物屋三右衛門「金銀請払勘定、雑用方目録」により筆者作成。上半期は正月元日～7月14日、下半期は7月15日～12月晦日
2) 史料元本では銀単位「歩」表記だが、全て「分」に改めて表記した

表4 請方(収入)・払方(支出)の主な項目一覧

- ⑤細河(川)様荒物代=熊本藩細川家の荷物輸送に要する荒物(菰、縄、渋紙など)経費。藩から支給されたものであろう。年は違うが、「仙台様荒物代」(天保4下)が記される場合もある。
- ⑥本店春中借用高=春季の三井京本店よりの債務額だが、収入として組み込まれる。
- ⑦月番中徳用=順番飛脚仲間における月番(京都町奉行などの御用)を務める折に仲間から支給される利得収入。
- ⑧月番中雑用=月番用とも記される。月番にかかる仲間から支給される手当経費。雑用だから使途は月番の裁量と思われるが、大体決まっていたものと思われる。
- ⑨月番中荒物代=月番を務める折に必要な荒物の手当収入。
- ⑩月番過上割戻り=月番払からの納め過ぎた分の戻り金ということか。
- ⑪京取預り=京都で預かった送料。

- ⑫江戸配り賃＝京都から江戸への輸送された荷物を江戸府内で配送するに掛かる送料。「道中共」と一緒に表記される場合もあり、これは輸送途中が宛先となる場合の送料。明治 東京
- ⑬直合代入高＝払方の「直合払高」と対応する。得意先ではない飛び入りの荷主から飛脚問屋へ相対で払われた送料・手間賃か。
- ⑭講口々本鬮＝講は鬮（くじ）によって融資を受けるため、その融資金ということか。
- ⑮見世若キ者給金預り＝奉公人たちに支払う給金を預り金として保管。飛脚問屋側からすれば、帳面上で給金を預かるという形で付けにして、実際に支払わずに済むことになる。
- ⑯飛脚掛金預＝飛脚（脚夫）へ支払うべき掛金の一時預り。
- ⑰両替＝金銀銭の両替を行う際の手数料収入。江戸中期以降の飛脚問屋は、本質的に「金飛脚」であるので、金銀銅の貨幣が常にプールされており、それを利用して両替業を兼業した。自前の金でなく、他人の金で収益を上げる現在の銀行と同じ方法である。

(2) 払方（支出）

- ①荷物持金并中指（差）代共＝荷物及び手紙を輸送してもらい宰領または宰領の派遣元に支払う代金。「中指」とは荷物と並記されることから手紙のことと思われる。推測となるが、飛脚問屋に設置される書簡をまとめて挿しておく「状差し」から転じた言葉ではないか。つまり中指代とは手紙の送料の支払いということであろう。
- ②早方払＝規定の日数通りに宛先に荷物・手紙を届ける早方（早飛脚）を務めた宰領・脚夫、また派遣元に支払われる代金と思われる。左隣に表記される「早方掛金出シ切」は返済を求めない融資ということなのか。
- ③月番払＝順番仲間として月番にかかる経費積み立てと考えられる。仲間に加盟する飛脚問屋は必ず払ったのであろう。ここから請方に記される月番中の徳用、雑用、荒物代が支払われたものと思われる。
- ④本店延荷物駄賃払＝請方の本店延荷物借高の支払いと思われる。
- ⑤白子荷物駄賃払＝白子荷物は主に三井京本店を荷主とする木綿織物と思われる。伊勢国白子宿（伊勢街道）宛て荷物の駄賃支払い。白子湊からは船積みされ、江戸まで海上輸送となる⁽¹⁴⁾。
- ⑥諸国継銭払＝江戸の定飛脚問屋経由で東日本を中心とした地方宛て荷物輸送にかかる飛脚賃の支払い。
- ⑦本店春中上納高＝三井越後屋京本店へ上納する春分の支払い。上納は請方の本店春中借用高を受けての実質的な返済である。これは左隣りに内訳として「元銀上納」「利足納」が符丁で列記される。天保5上目録に関しては銀87貫702匁7分の内訳が元銀上納87貫39匁1分3厘、利足663匁5分7厘とある。
- ⑧京取預り、為替渡シ、江戸配り賃＝京都で預った送料の支払い、為替の換金支払い、他業者に委託して江戸府内に配る荷物の配送料。江戸で配送は京屋弥兵衛を使ったものと推察される。
- ⑨仲ケ間掛金出し切＝順番仲間へ定期的に支払う掛金。
- ⑩月番之節仲ケ間酒料、積金共出し切＝月番を務める際に支払う仲間への酒料と積立金の支払い。酒料は名目と用途が異なる可能性もあり、付届に近いものか。
- ⑪馬屋払并熊谷口料＝京都一大津宿までの間で、越後屋・奈良物屋抱えの宰領が使う馬屋（馬持）及び「熊谷」（馬借、熊谷仁左衛門）に支払う口銭（手数料）の支払い（表5参照）。

14 『鈴鹿市史』2巻（1983年）612頁

年号	半期	馬屋・熊谷	白子荷物
天保2	上	金19両1分、錢342文	金76両3分1朱、錢1貫114文
	下	金15両3分、錢165文	金45両2分2朱、錢794文
天保3	上	金15両3分、錢11貫239文	金54両2分1朱、錢4貫840文
	下	金18両3分1朱、錢592文	金61両1分、錢933文
天保4	上	金10両3分2朱、錢17貫580文	金47両1分3朱、錢673文
	下	金18両3分2朱、錢175文	金60両3分、錢862文
天保5	上	金16両2分2朱、錢412文	金45両1朱、錢571文
	下	金16両3朱、錢988文	金58両1分、錢1貫965文
天保6	上	金19両1分3朱、錢742文	金47両2分3朱、錢1貫38文
	下	金18両、銀20匁1分	金71両2分3朱、錢2貫317文
天保7	上	金22両3分2朱、錢580文	金80両1分1朱、錢950文
	下	金17両2分、錢316文	金71両、錢4貫800文
天保8	上	金6両3朱、錢71貫59文	金42両3分、錢750文
	下	金6両2朱、錢39貫24文	金37両1分2朱、錢647文
天保9	上	金10両2分、錢94貫713文	金74両1分2朱、錢1貫333文
	下	金10両1分2朱、錢57貫515文	金66両3分1朱、錢877文
天保10	上	金19両1分1朱、錢46貫684文	金104両2朱、錢720文
	下	金8両3分1朱、錢33貫728文	金54両1分3朱、錢700文
天保11	上	金13両2朱、錢404文	金56両1朱、錢1貫52文
	下	金7両2分、錢553文	金24両3分1朱、錢495文
天保12	上	金5両2分3朱、錢46貫886文	金36両1朱、錢523文
	下	金7両2分2朱、錢4貫151文	金31両3朱、錢422文
天保13	上	金6両3朱、錢25貫807文	金31両2分、錢77文
	下	金4両2分、錢6貫250文	金16両1分2朱、錢664文
天保14	上	金6両2分、錢11貫640文	金28両2分2朱、錢2貫380文
	下	金9両2分2朱、錢738文	金28両1分2朱、錢771文
天保15	上	金10両2朱、錢10貫915文	金34両3分2朱、錢854文
弘化元	下	金8両2分2朱、錢12貫250文	金30両2分、錢856文
弘化2	上	金11両3分2朱、錢5貫34文	金30両1分、錢1貫33文
	下	金10両2朱、錢3貫108文	金31両3分、錢419文
弘化3	上	金16両、錢1貫488文	金33両1分、錢342文
	下	金16両、錢6貫790文	金32両2分2朱、錢571文
弘化4	上	金18両、錢2貫850文	金35両2朱、錢709文
	下	金18両3分2朱、錢359文	金31両1分2朱、錢977文
嘉永元	上	金17両3分、錢2貫640文	金39両1分、錢700文
	下	金19両1分、錢2貫71文	金52両1分、錢1貫228文
嘉永2	上	金23両、錢2貫956文	金65両1分2朱、錢624文
	下	金19両3分、錢6貫117文	金52両2朱
明治2	上	欠本	欠本
	下	錢8貫800文(馬屋弘と記載)	記載なし
明治3	上	金5両3分、錢280文	記載なし
	下	金18両、錢15貫614文	記載なし
明治4	上	記載なし	記載なし

表5 馬屋駄賃・熊谷口料、白子荷物駄賃支払い

安政3年（1856）、京都の馬持たちは荷物輸送手段として「地車、歩行、船積」などのため馬荷物が減少したため、幕府に規制の触を発するよう求めた際、熊谷仁左衛門が奥書をしており、願い書きに法的効力を持たせている⁽¹⁵⁾。

- ⑫見世荒物代＝荷造りで必要な菰、縄、渋紙などの経費支払い。
- ⑬見世方諸入用＝店方即ち越後屋・奈良物屋で使った必要雑費の支払い。
- ⑭臨時入用并弁金＝臨時経費及び賠償金の支払い。輸送上のトラブル（荷損）など不慮の事態への対処に使うのか。
- ⑮見世方附届諸入用＝輸送上関係する業者への付け届けのための経費。
直合払高＝飛脚問屋から相対で飛脚に払われた送料・手間賃か。
- ⑯過上銀戻し并長州屋敷入レ目代＝「長州屋敷」とは長州藩の京都の藩邸を指す。藩の御用を務め、余り経費の払い戻しということか。
- ⑰春中講金掛込高＝「講」は講員間で金を出し合い、くじ引きなどで順番を決めて融資を受け、講員全員が受けた段階で散会する互助金融制度。天保5年上の講員は井筒屋庄蔵、三永講、大黒屋庄次郎、丸屋源兵衛、丸屋惣兵衛、本番飛脚仲ケ間、勝巖院、長州屋敷松木氏、越後屋七郎右衛門、安金講、玉屋吉兵衛の名前が確認できる。
- ⑱春中年賦渡し高＝債権者への返済。天保5下目録には三文字屋善兵衛、升屋彦右衛門、大黒屋源助、丸屋孫市、大黒屋庄次郎、越後屋伊兵衛、備後屋十兵衛の7人が記される。
- ⑲春中利足出し高＝内訳として本店利足納古滞五口高、小野店利足渡シ高、口々利足渡シとある。債務の利息分を支払ったということであろう。
- ⑳台所雑用方＝台所経費。目録後半に「雑用方」として内訳が記される。
- ㉑孫兵衛賄料＝越後屋孫兵衛の生活費。孫兵衛名なので7代目を指すのか。
- ㉒両替＝両替による手数料収益。
- ㉓油、蠟燭、墨、筆、笠、提燈、合羽＝飛脚（宰領、走り飛脚）に供与したものか。飛脚問屋奉公人の使用であれば、雑用方に入るはず。油、蠟燭、提燈は夜間に、墨・筆は帳付けに必要。笠、合羽は日よけ、雨天時に用いる。
- ㉔普請方＝店舗の修繕費など。
- ㉕月番之節仲ケ間江酒料積金共出シ切＝京都順番仲間に支払う酒料（手当）、積み金（積立金）の支払い。
- ㉖春中本店納金相場違ノ損＝春季の三井越後屋京本店に納めた金額の内、相場上から生じた損金。請方において逆に相場上の徳もあり、別年の目録に計上した。

(3) 雑用方

天保4年上目録の「雑用方」（表6参照）には次の物品が計上されている。奉公人の生活を垣間見ることができる。以下に4つに分類した。

【食料】

米、塩、醤油、酒、肴、干物・塩物、青物、豆腐、煎じ茶、菓子
麦、餅、香ノ物・漬物（天保5下半年目録、塩物と別記）

【商売用具】

灯し油、蠟燭、炭薪・炭団、笠・提灯・合羽・張替直し、瀬戸物、桶輪替、紙類、墨・筆、
台所諸入用、普請方、年季仕着せ

15 文書番号144「乍恐奉願口上書」（物流博物館蔵）。

年号	半期	白米			炭薪・炭団	奉公人給金	雑用方合計(払方「台所雑用方」)
		購入量	支払い額	1石当たり額			
天保2	上	記載なし	銀1貫741匁5分	記載なし	銀300匁7分(薪、柴と記載)	銀1貫25匁	銀7貫537匁6分8厘
	下	記載なし	金23兩1分1朱、 錢396文	記載なし	金4兩1分3朱、 錢965文	銀1貫391匁	銀6貫692匁4分6厘
天保3	上	記載なし	金23兩1朱、 錢5貫330文	記載なし	金7兩3分1朱、 錢1貫638文	銀1貫349匁2分	銀6貫634匁
	下	記載なし	金22兩2分2朱、 錢943文	記載なし	金4兩1分、 錢1貫648文	金12兩1分、 銀447匁1分4厘(手代、下女と記載)	銀6貫820匁2分3厘
天保4	上	記載なし	金27兩3朱、 錢1貫50文	記載なし	金5兩2分、 錢3貫139文	金12兩1分、 銀607匁8分3厘	銀7貫352匁5分5厘
	下	14石7斗5升	金29兩3分、 錢342文	銀127匁2分8厘	金3兩2朱、 錢2貫17文	金12兩、 銀793匁7分6厘	銀7貫530匁2分5厘
天保5	上	15石	金33兩2分3朱、 錢740文	銀192匁3分8厘 6毛	金5兩1分3朱、 錢1貫985文	金27兩、 銀743匁	銀8貫91匁2分8厘
	下	13石5升	金21兩1分2朱	銀100匁8分6厘 8毛	金2兩1朱、 錢632文	金27兩、 銀721匁	銀7貫149匁6分2厘
天保6	上	19石	金24兩2分2朱、 錢741文	銀82匁9分2厘 1毛	金5兩1分3朱、 錢650文	金27兩、 銀754匁	銀7貫454匁6分2厘
	下	17石2斗	金26兩2分1朱、 錢1貫11文	銀97匁8分3厘 4毛	金4兩2朱、 錢1貫394文	金27兩、 銀1貫392匁	銀9貫247匁9分6厘
天保7	上	16石5斗	金27兩3分2朱、 錢279文	銀103匁5分4厘 5毛	金6兩3分3朱、 錢1貫892文	金24兩、 銀1貫285匁	銀8貫379匁2分8厘
	下	16石2斗6升	金45兩3分1朱、 錢321文	銀172匁3分2厘 5毛	金3兩3分1朱、 錢1貫526文	金24兩、 銀1貫128匁	銀10貫189匁4分9厘
天保8	上	13石8斗	金57兩1分1朱、 錢617文	銀252匁8厘	金8兩3分2朱、 錢2貫326文	金24兩、 銀1貫321匁	銀10貫436匁3分9厘
	下	15石7斗3升8合	金39兩1分2朱、 錢2貫485文	銀152匁2厘1毛	金4兩1分3朱、 錢2貫507文	金24兩、 銀1貫294匁	銀9貫234匁5分2厘
天保9	上	21石5斗	金40兩3分1朱、 錢1貫219文	銀113匁6分4厘 7毛余	金6兩2分3朱、 錢2貫372文	金24兩、 銀1貫492匁	銀9貫470匁2分4厘
	下	16石	金37兩2朱、 錢470文	銀138匁7分8厘 7毛	金6兩1分3朱、 錢5貫337文	金24兩、 銀1貫520匁	銀8貫801匁9分1厘
天保10	上	19石5斗	金38兩3朱、 錢1貫147文	銀116匁6厘5毛	金8兩1分2朱、 錢5貫431文	金24兩、 銀1貫565匁	銀8貫791匁8分9厘
	下	19石	金27兩、 錢1貫81文	銀86匁1分9厘 6毛	金4兩2分2朱、 錢2貫367文	金24兩、 銀1貫585匁	銀8貫458匁1分6厘
天保11	上	17石5斗	金22兩2朱、 錢1貫46文	銀118匁9分3厘	金8兩2分2朱、 錢3貫106文	金24兩、 銀1貫585匁	銀8貫877匁9分8厘
	下	17石	金23兩1分1朱、 錢1貫318文	銀85匁7分2厘 8毛	金5兩2朱、 錢1貫129文	金24兩、 銀1貫450匁	銀8貫139匁2分1厘
天保12	上	19石5斗	金25兩1分3朱、 錢759文	銀81匁4分9厘 7毛	金8兩2分、 錢5貫394文	金19兩、 銀1貫738匁	銀8貫510匁2分3厘
	下	15石1升	金22兩1分1朱、 錢572文	銀92匁8分1厘 1毛余	金4兩2分1朱、 錢531文	金9兩、 銀1貫865匁	銀7貫580匁8厘
天保13	上	16石	金24兩3朱、 錢533文	銀95匁6分9厘 9毛余	金10兩1分、 錢4貫756文	金9兩、 銀1貫988匁	銀7貫644匁9分3厘
	下	16石	金21兩3分、 錢826文	銀88匁3分6毛 余	金4兩2分、 錢5貫610文	金9兩、 銀2貫37匁	銀8貫243匁4分5厘
天保14	上	17石	金22兩2朱、 錢1貫974文	銀84匁9分6厘 4毛余	金12兩2朱、 錢7貫950文	金9兩、 銀2貫153匁	銀8貫211匁1分4厘
	下	20石	金27兩2朱、 錢2貫885文	銀89匁3分2厘 7毛余	金5兩2分2朱、 錢4貫933文	金9兩、 銀2貫215匁	銀9貫297匁4分1厘
天保15	上	17石	金24兩、 錢1貫450文	銀92匁3分3厘 5毛余	金10兩2分、 錢5貫109文	金9兩、 銀2貫180匁	銀8貫94匁1分2厘
弘化元	下	17石5斗	金25兩2分2朱、 錢1貫163文	銀94匁9分6厘 5毛	金4兩1分、 錢1貫648文、 錢4貫889文	銀2貫355匁	銀7貫783匁9分2厘
弘化2	上	17石7斗8升	金25兩1分、 錢2貫569文	銀92匁3分3厘 3毛余	金5兩1分、 錢5貫261文	銀1貫940匁	銀7貫143匁3厘
	下	18石	金30兩2朱、 錢3貫163文	銀108匁3分6厘 6毛余	金8兩3分、 錢6貫661文	銀2貫80匁	銀7貫979匁8分2厘
弘化3	上	20石5斗	金34兩2分、 錢1貫222文	銀108匁6分4厘	金11兩3分2朱、 錢9貫724文	銀2貫170匁	銀8貫356匁9分2厘
	下	19石	金31兩2朱、 錢3貫46文	銀106匁2分8厘 2毛	金9兩3分、 錢7貫84文	銀2貫125匁	銀7貫585匁4分5厘
弘化4	上				未見		
	下	17石5斗	金29兩、 錢1貫895文	銀106匁9分7厘 4毛余	金5兩2分2朱、 錢4貫257文	銀2貫220匁	銀8貫35匁2分
嘉永元	上	20石	金32兩2分2朱、 錢2貫414文	銀105匁2分8厘 1毛	金10兩1分2朱、 錢4貫962文	銀2貫375匁7分 7厘	銀8貫894匁6分2厘
	下	17石5斗	金29兩1分2朱、 錢2貫943文	銀180匁6分1厘	金3兩3分、 錢3貫378文	銀2貫282匁7分 8厘	銀9貫213匁9厘
嘉永2	上	22石5斗	金37兩3分、 錢932文	銀107匁2分8厘	金11兩、 錢4貫872文	銀2貫293匁3分 5厘	銀9貫18匁4分9厘
	下	16石6斗	金19兩1分、 錢2貫253文	銀113匁7厘1毛 余	金4兩、 錢3貫473文	銀2貫345匁	銀7貫552匁4分7厘
明治2	上				欠本		
	下	13石8斗	金158兩3分、 錢260文	銀690匁3分3厘	金45兩1分2朱、 錢16貫992文	銀5貫190匁	銀29貫27匁4分2厘
明治3	上	15石6斗	金186兩2朱、 錢369文	銀716匁	金34兩3朱、 錢49貫171文	銀5貫230匁	銀29貫518匁6分9厘
	下	11石7升	金100兩1分1 朱、 錢28文	銀513匁8分5厘	金13兩3分、 錢9貫956文	銀7貫940匁2分	銀22貫159匁2分6厘
明治4	上	3石8斗	金25兩2分1朱、 錢2貫172文	銀406匁余	金4兩3分3朱、 錢7貫100文	銀3貫907匁5分	金54兩1朱、 銀3貫907匁5分、 錢120匁116文

表6 雑用方の内の米・炭薪・給金のみ一覧

【生活必需品】

夜具・直し入用、若者と子供の煙草・雪踏代・祝儀、髪結賃・祝儀、薬礼、給金

【付き合い】

宿料・町入用、神社仏閣

食料品や生活必需品を含む雑用方は越後屋孫右衛門と奈良物屋三右衛門を支える支出である。雑用方の米と給金に関しては第7章で後述する。

4 符丁の見方

ここでは天保4上を例に符丁の見方を取り上げる。越後屋・奈良物屋の用いる符丁は三井の用いる符丁と全く同じである。主に銀換算された金額表記に符丁が用いられている。

恐らく「イセマツサカエチウシ」とは「伊勢松阪越後」を置き換えたものと推測される。目録で使われる符丁は、三井越後屋で用いられているものと全く同じである。仙、舟の位、メ、ゝ、入の銀貨単位も同様である。但し、奈良物屋の目録に関しては、三井越後屋に比して扱う金額の規模が違うためなのか、仙の文字がほぼ出てこない。

目録における符丁は、図4の天保4年（1833）1～7月の目録のように「相庭半季平均」の箇所と「請方」冒頭のように「惣掛ケ入高」の上部に金額が金銀銭の順で表記される。銀銅は金偏が略され、傍のみで記される。金貨は「金千四百七拾四両貳歩三朱也」であり、右脇に符丁で銀換算の「代ウシマメツ舟ウシサイ入ウリン」が符丁で示される。つまり「九十三貫四百九十五（匁）一分九厘」である。符丁では匁が省略されていて、厘は符丁がないため、「リン」か「厘」で示される。銭「百八メ八百貳拾八文」は左隣りに「代イメ〇シセイ入（代一貫十二（匁）一分）」と記されている。〇は百の位がないので（位が）跳んで、という意味である。百と十の位がなく、一の位しかない場合は「〇〇」と二つ並ぶ。

惣掛ケ入高の左側に記される「銭銀入高」も「金三兩三步也」とあり、右横に「代セ舟マエエ入サリン」とある。即ち「代二百三（十）七（匁）七分五厘」である。銭は「九百七拾八文」とあり、「代九十一分」と読める。

最後に図5に符丁3例を掲げておく。一番右側の「イ」と「メ」は一緒に書かれているため、少し読み取りづらいかもしれないが、「メ」の先端に「イ」の斜線がわずかに確認できるので、慣れてくると見て取れる。百を意味する「舟」の形が独特であるが、これもこうしたものと認識すれば惑うことはない。「サ」も独特の書き方であるが、ほぼこうした形で記されているのでそのまま覚えるしかない。真ん中の符丁も「マ」が「ニ」に似るので注意し、略されている匁は自身で補うよりほ



図4-1 天保4年上の目録の「請方」冒頭から

符 帳	数字										位		単位			
	イ	セ	マ	ツ	サ	カ	エ	チ	ウ	シ	仙	舟	〆	ノ	入	分
対応する数字・位・単位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	千	百	貫	匁		



奈良物屋三右衛門目録に出てくる符丁
(文書をトリミングして画像処理)

図4-2 目録に使われる符丁

(符丁表は三井文庫編『史料が語る三井のあゆみ—越後屋から三井財閥—』(吉川弘文館、二〇一五年)より抜粋)



図5 符丁の事例

かない。左側の符丁は「チ」と「メ」が一緒に書かれているので注意を要する。「シ」に「ノ」は十匁であるが、「ノ」が「ノ」で記されている。

改めて越後屋・奈良物屋の符丁が三井と同じものであることの意味を考えると、三井との取引関係及び経済的支援を背景にしていることを物語るように思われる。

5 輸送に関する収入・支出

(1) 惣掛ケ入高と荷物持并中指代

飛脚問屋の基本的な収入は輸送賃である(表4参照)。請方にある「惣掛ケ入高」はそれに相当する。現代語に訳すと「全ての輸送費に関する売り掛け収入高」ということになるだろうか。荷主から荷物・手紙の輸送を依頼されて、それを請け負うと同時に飛脚問屋が荷主に請取証を発行する。輸送量は通帳などに付けられ、荷主から送料が支払われるのは盆暮れとなる。惣掛

ケ入高の金額は平均して金1000両前後、銀6貫程度、銭100貫ほどである。

(2) 月番

月番とは京都町奉行所と江戸との通信を担う御用のことであると思われる。一定数の飛脚問屋が御用を命ぜられ、順番仲間として月単位で遂行したものである。

月番中に関する収入は「月番中徳用」「月番中雑用」「月番中荒物代」である。表4によるといずれも金額幅に変動があるが、月番中徳用は10両前後から20両前後、月番中雑用は10数両から20両前後程度である。月番中荒物代も40両から60両前後である。これらは恐らく順番仲間から支給されるものと思われる。月番払は幅があり、250両から300両前後、また400両前後に上ることもある。最高で600両台の時もある。月番払いは大きな出費であり、収入の項目と比べてもかなりの差がある。

支出の「月番払」の金額に対し、徳用・雑用・荒物代を比較すると、決して収益の出る仕事ではない。むしろ出費が嵩むばかりである。以前、別稿で尾張徳川家の御用を務めた井野口屋半左衛門について考察したことがあるが、大名家の御用を請け負うのは基本的に一定額しか支払われず、経営的に見れば大幅な赤字である。越後屋・奈良物屋の月番に関しても同様であろう。それでも幕府の御用を請け負うということは信用につながるメリットがあり、顧客獲得につながったのではないだろうか。

(3) 諸国継銭

払方に記される支出であり、金額的には10両前後と多額ではない。扱う荷数と量もさほど多くはないことが金額から推察される。

明治2年の目録には「東京登り諸方継銭」と名称が変わっていることから、遡って江戸時代の「諸国継銭」名義の意味するところは江戸の飛脚問屋経由での諸国継銭と捉えてよさそうである。輸送を請け負ったのは京屋弥兵衛であろう。京屋から諸国への継ぎとなると、関東・奥羽方面と考えられる。

⑥ 白子荷物—水陸両用の輸送—

三井文庫所蔵の飛脚関連文書には「白子(しろこ)」という地名の出てくる史料が散見される。白子は現在の三重県鈴鹿市白子町であり、江戸時代には伊勢国菟芸郡白子村といい、江島と寺家と共に白子宿として伊勢街道(参宮街道)の宿場として、伊勢型紙の産地、また廻米や木綿織物(伊勢木綿、紀州木綿、大坂仕入れ木綿など)の積み出し港として賑わった。

京都から白子までの輸送路は下記の図6の通りである。宰領は発送から目的地まで荷物に付いて、陸路では問屋場で馬を雇って馬荷として輸送し、河川または海では船積みして海路で目的の湊まで同乗して運んだものと考えられる。宰領が船に乗らなければ、宰領の宰領たる価値がない。幕末期に蒸気船を利用した海路輸送の引札を見ても宰領が荷物に付いている。つまり宰領が発着の間、ずっと荷物に付くから荷主は安心感を得られたのである。

江戸の大伝馬町一丁目に木綿店が集中した。70軒の木綿店のうち7割が伊勢商人の出店が占めたという。次の図7は流通ルートを示したものである。

江戸の十組問屋に入らず、独自の海上輸送体系を持っていた大伝馬町組木綿問屋と白子組木綿問屋は文化8年(1811)12月、大坂仕入れ木綿の笠置回し陸送と白子廻船による江戸輸送を計画した。江戸廻船問屋板倉重兵衛に準備させ、伊賀街道宿駅との交渉を経て実施に至る。淀川、

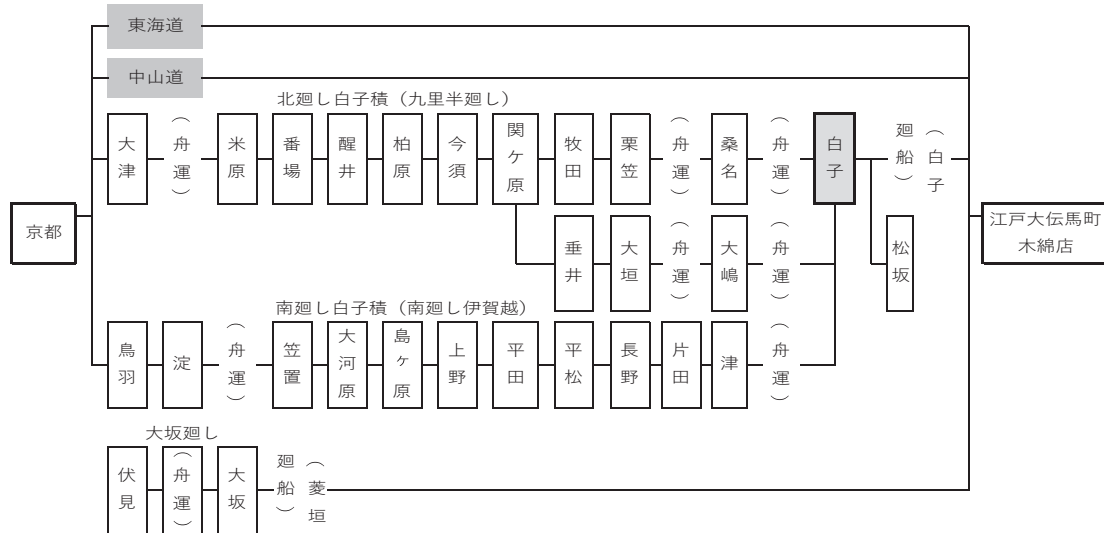
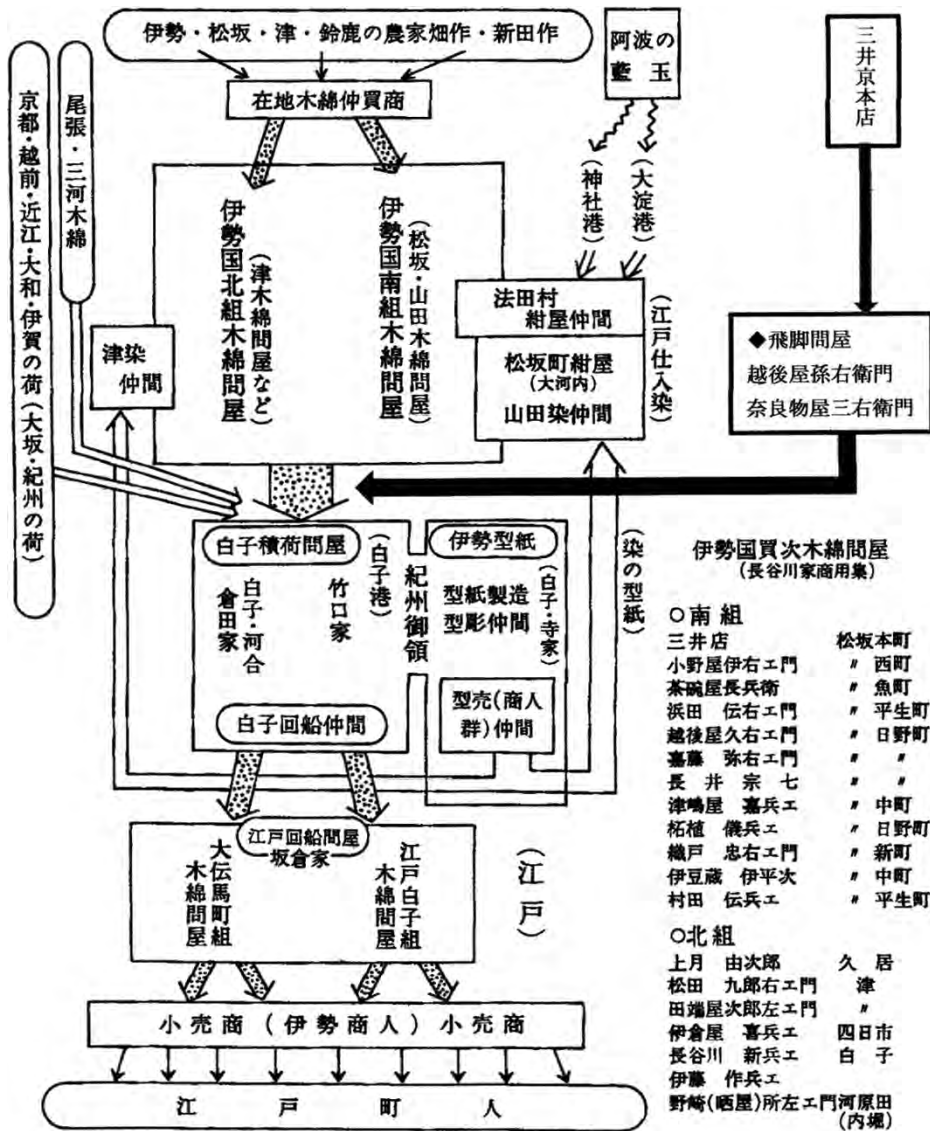


図6 京都順番飛脚問屋仲間の輸送路
* 藤村潤一郎「近世中期京都順番飛脚問屋の研究」(『史学雑誌』第74編11号、1965年)を基に巻島作成



『鈴鹿市史』第二卷(1983年)より。一部、巻島変更

図7 松坂木綿流通過程図
(『鈴鹿市史』第2卷(1983年)より。一部、巻島変更)

木津川の舟運、笠置を經由して伊賀越えを行い、宰領飛脚の輸送する馬荷を、積荷問屋（竹口次兵衛、倉田左衛門、白子兵太夫、河合仁平次、一見弥右衛門）が共同で設置した津出張会所が受け取り、白子廻船に船積みし、両組の木綿荷物を一括して海上輸送した⁽¹⁶⁾。

飛脚問屋は京都一江戸の陸上輸送だけで完結しているわけではなく、内陸と海上輸送とのつなぎ役としての陸上輸送を担っていたことが三井京本店と奈良物屋三右衛門の事例を通してわかる。宰領飛脚による内陸から河川輸送へのつなぎの事例として出羽最上地方における紅花の大石田河岸からの積み出しは知られているが⁽¹⁷⁾、木綿輸送を荷う奈良物屋が海上輸送とリンクしていたことの意味は陸運と水運の役割分担を考える上で重要である。

白子荷物の支払い額は表5の通りである。明治2年に白子荷物駄賃の支払いが消滅してしまうが、恐らく明治元年頃までは白子荷物を輸送していたものと思われる。天保の飢饉と天保の改革期を除くと、駄賃支払いの増減がそのまま荷物輸送の回数や量を意味するわけではないが、概して金15両前後で推移している。

輸送量はどのくらいであったのであろうか。恐らく江戸後期のものと思われる「白子廻船御荷物調書」⁽¹⁸⁾と題する年不明の史料が保管されており、白子廻し荷物の輸送料見直しについて奈良物屋が越後屋京本店に願い出た内容である。「御荷物 三百箇 壺立相定」として「御店様御払直段／合三貫四百八拾目」と記される。馬1疋に3箇積み（いわゆる本馬）となり、100駄となる。1駄の輸送料は京都一伏見400文、伏見一淀78文、淀一笠置270文、笠置一白子2048文とし、1駄2804文×100駄は銭280貫416文と算出される。そのほか荷造りに必要な荒物として荷物1箇に莛2枚80文、笠紙5枚60文、大縄2把56文、小縄1把20文、1箇当たり224文、300箇を掛けると銭347貫916文。輸送料と荒物代を足すと銭347貫916文と算出され、銀換算で銀3貫339匁9分9厘である。これと下記の徳銀を足すと冒頭の3貫480匁となる。

「壺立相定」とあるが、馬100駄で300箇を一度で輸送するのではなく、何度かに分けて輸送するものと思われる。輸送料は三井支払いが銀3480匁だから、金換算で58両となる。表5で確認すると、金額にややばらつきがあるものの、上半期と下半期で年間600箇程度の積み出しとなる。この白子荷物の金額はほぼ三井京本店からの木綿織物であると言え、それを奈良物屋が独占的に輸送したことになろう。但し、「徳銀」が銀140匁1厘とあり、金換算で約2両1分1朱とさほどの利益を出しているわけではないことが確認できた。

三井京本店は西日本の木綿織物を飛脚問屋に京都から津まで陸送させ、白子廻船による海上輸送を経て江戸大伝馬町一丁目の木綿問屋「越後屋八郎兵衛」へ送った。三井が呉服のみならず木綿織物の販売展開を可能にしていたのは、飛脚問屋の介在であったことを改めて窺うことができた。

7 雑用方にみる奉公人の姿

本章では雑用方の内の米の支払いと奉公人の人数について検討する。

16 『鈴鹿市史』2巻612頁

17 拙著「最上紅花取引における飛脚問屋『京屋』『嶋屋』の利用—決済と情報—」（『郵便史研究』30、2010年）

18 三井文庫 本1686—9。同種の史料として「白子廻船御荷物北廻調」（本1686—12）もある。書式は全く同じであるが、輸送料が若干異なる。

(1) 白米

奉公人たちの主食の米（白米）の購入に対する支払料は表6の通りである。

天保4下=14石7斗5升（奉公人数21人）

天保6上=19石（奉公人数20人）

天保11下=17石（1石値段銀85匁7分2厘8毛、奉公人数20人）

弘化3上=20石5斗（1石値段銀108匁6分4厘、奉公人数20人）

嘉永2下=16石6斗代（1石値段銀113匁7厘1毛余、奉公人数19人）

購入量は奉公人の数からすれば、年間20石程度かと思われるが、実際は半期15石ほど、年間だと30石前後が購入されている。基本的に玄米でなく、奉公人たちは白米を食し、塩物・香の物・干物、肴をおかずに行っている食事風景が目に見え。青物はお浸し、味噌汁の具であろうか。煎じ茶は奉公人も飲んだ可能性がなくはないが、接待用の可能性の方が高い。若者は煙草をのんだ。衣類は店支給のお仕着せ、雪踏を着用した。

米の購入量だが、上半期に多めの20石近く購入し、下半期で17石前後を購入する傾向がみられる。購入量にばらつきがある理由は米の消費量と米価変動によって購入量を増減させているためであろう。

表で注目されるのが天保7下、天保8上、天保8下の目録である。通常だと仕入れをしない麦が大量に買われている。だが、麦仕入れはこの3回のみである。なぜであろうか。

天保7下=麦2石5斗、金5両3朱

天保8上=麦2石9斗、金8両3分3朱

天保8下=麦1石2斗、金3両2分3朱、銭219文

天保7年、8年は天保の飢饉のあった年である。特に天保7年は全国的に飢饉が起り、死者10万人を出した。翌8年も引き続き飢饉状態が続き、この年2月に大塩平八郎の乱が勃発した。各地で打ちこわしが起り、幕府は品川宿など3カ所に御救い小屋を設置した。米価が騰貴し、天保7下目録は米16石2斗6升に対し、金45両3分1朱と銭321文を支払った。これは石当たり銀172匁3分2厘5毛。天保7上目録は米16石5斗に金27両3分2朱、銭279文の支払いである。倍近い値段に暴騰していることがわかる。

天保8上は米13石8斗の購入に金57両1分1朱、銭617文が支払われた。石当たり値段が銀252匁8厘、金換算で4両もする。米に関する目安価格として米1石の値段は金1両とされるが、天保の飢饉時は4倍に暴騰したことになる。

麦購入の意味するところは、米が暴騰したため、その代替食として麦を購入したということである。麦は麦飯、また引いて粉にすれば、うどんを打つことができる。麦を食べて急場をしのいだということがわかる。米は天保10下、天保11上辺りで平常価格に下がり、これ以降しばらく米価も落ち着いて推移するが、弘化2年（1845）下に18石の購入に対し、金30両2朱と銭3貫163文が支払われた。嘉永2年まで高止まりが続く。明治2年下目録を見ると、米13石8斗に金158両3分と銭260文と天保の飢饉以上の額が支払われた。石当たり銀690匁3分3厘と異様な高額である。これは幕末の交易開始と金銀兌換比率の問題で金が高騰し、諸物価騰貴を招いた影響によるものであろう。

下半期に餅が加わるのは正月準備である。雑方は生活全般に亘っており、これだけあれば、基本的な生活は店の中でほぼ完結できる。

(2) 人数

雑用方の項目に続いて、奉公人の人数が記されている。天保4年の場合、定詰4人、手代10

人、子供3人、女2人、ほかに「才領」（宰領）2人とある。合計21人である。

嘉永2年まで通してみると表7の通りである。人数は19人から22人と多少の変動はあるもののほぼ20人前後で推移している。

定詰は番頭クラスとみられる。奉公人の中心を構成する手代は多くが住み込みであろう。「子供」も2人か3人と若干名いる。この子供が仕事を覚え、手代へと出世する。性別は全てが男性である。「下女」は大体2人いる。台所を中心とした下働きであろう。

荷物の輸送に従事する宰領は常に2人である。通常の店舗奉公人と異なり、街道を往来して直接輸送に関わる存在である。派遣型・契約型の宰領も併用しているものと思われる。逆に走り飛脚がないのは、こちらは専業者から派遣される人足に依存しているからであろう。払方の「早方払」で支払われる対象である。

(3) 給金

給金は合計金額が記されているだけである（表6参照）。主なところを以下に挙げる。

天保11年下半期＝20人、金24両、銀1貫450匁

弘化3年（1846）上半期＝20人、銀2貫170匁

嘉永2年（1849）下半期＝19人、銀2貫345匁

人件費は天保4年を除けば、天保5年以降は大体金24両と銀1貫300匁前後で推移している。どういふ理由なのか、これが天保12年下に金9両と銀1貫865匁と激減する。これは飛脚問屋側が奉公人の給金を預かるという形を取ったからであろう。

8 三井との融資関係

越後屋・奈良物屋と三井京本店との関係について目録請方の本店春・秋中借用高（借用高と略す）と払方の本店春・秋中上納高（上納高と略す）について検討する（表4参照）。この多額の現金の動きに道筋を付けることで、越後屋・奈良物屋の資本力、また三井京本店との関係力学を明らかにし得るものと考えられる。

借用高の金額は金が1000両前後で推移していたが、漸増して天保8下に2000両台に上り、天保12年上に3000両台に至り、以降はほぼ3000、4000両台で推移している。銀は2貫、3貫だったのが、天保6下辺りから4貫と上がり、10貫単位に増額するが、再び7、8貫台に下がり、銀5貫台で落ち着く。上納高に関しては天保8上まで1000両台で漸増しながら推移し、天保の飢饉前後は2000両台に跳ね上がり、それ以降は下がることなく、3000両台、多くて4000両台（弘化4上・下）に増額する。

借用高と上納高は見比べると、借用高より上納高がやや多かったり、少なかったりする傾向にあるものの、ほぼ同額と言っていいほど差額が少ない。つまり両項目は正比例の関係にあり、増額ラインを描くと歩調を合わせたように増額している。つまり借用高と上納高は明らかに対応していることが読み取れる。これは何を意味しているのだろうか。

ただ多額の金が越後屋・奈良物屋と三井京本店との間を往来しているわけではないだろう。まず越後屋・奈良物屋の主要な収入源である惣掛ケ入高はすぐに手元に入る資金ではないことを押さえておきたい。借用高は三井京本店から借り入れられ、即座に使用し得る現金としてプールされる。即ち飛脚問屋の営業資金であると見ていい。あらゆる使途に費消され、そして上半期と下半期の期間内にそれぞれ上納高という形で返済される。返済金は益暮れ勘定で取り立てた惣掛ケ入高から主に支払われたのであろう。

三井京本店は絹織物と木綿織物を京都で買い入れ、江戸へと輸送する。江戸駿河町の三井越後屋（越後屋七郎右衛門）では商品を販売し、売上の中から仕入れ値分を京都へ送って決済しなければならない。送金方法は為替手形によったものと思われる。為替手形を三井京本店に送り、三井京本店は越後屋・奈良物屋で手形を換金する。請方の項目に本店延荷物駄賃内借高があり、金200両前後～400両で変動している。この借高も払方の本店延荷物駄賃払で支出されており、借高と駄賃払は対応している。輸送賃は借高であるものではないはずだが、借高とされている。駄賃払は借高より少ないことから明らかなように飛脚問屋側の運転資金として流用されているものと思われる。

以上の融資・返済の関係から見る限りにおいて、三井京本店と越後屋・奈良物屋との関係は、現代で言う親会社・完全子会社の関係に近いものとも見ることができる。以上のことから目録の性格は、江戸後期における三井元方の営業引き締め策の中で半季ごとに提出された営業収支報告であると考えられる。

表8を参照されたい。請方と払方の差引（利益）は驚くほど少なく、中小小売店規模の少額とも言える。例えば、天保4上の欄の請払差引を参照されたい。銀7貫206匁2分5厘とあるが、この請払差引額から借財の返済額「古滞借」とされる金額の利足分が差し引かれ、最終的には銀2貫946匁8分1厘になってしまう。同年下も「利損差引」「年賦利足」などによって「再差引」がなされて銀2貫943匁8分8厘となる。

請方と払方の差引額は必要分をさらに差し引かれて、「本店納」となる。その直後に請方の総額が再び記される。天保5年下目録を例にすると、本店請方と払方の「請払指引」の金額が金18両2朱、銀288匁9分、銭12貫713匁と並記されており、その左に換算の「為銀 1貫608匁2分」とあり、「本店納」とある。これは請払差引分（延銀）が本店に上納されたものと解釈できる。これ以降も年々同様に「本店納」とされている。この後に本店上納の際の相場違いの損が記される。

当初悩んだのが、その後ろに記される「為銀 185貫940匁5分9厘」である。請払差引分を本店に納めているにも関わらず、いきなり銀185貫もの大金が記される。そして最後に「銀254貫目 本店古滞口々借用高」とある。これをどう解釈したらいいのか戸惑ったが、目録の計算を試みて、結局、請方総額が再び記入されているものと判明した。

本店古滞口々借用高に関しては嘉永2年下まで同額の銀254貫目で推移し、明治2年下その間の目録は欠落）でやっと本店古滞が銀145貫目となる。ただ左に「本店家卸借用引残高」の名義で金235両と銀1貫500匁が並記される。銀換算すると銀160貫600匁である。

翌明治3年下には本店古滞が「銀125貫目」と前年より減っている。これも「本店家卸借用引残高」の金205両と並記される。この年の請払差引は「銀40貫462匁8分不足」とあり、不足のためか「本店納」の語が記されていない。

一見奇妙であるのは嘉永2年下まで「本店古滞口々借用高」が全くの同額で推移し、利足のみ支払っている点である。もちろん請方・払方の差引額ではとても返済可能な額ではないが、借用高の元金を減らさなければ、永遠に利足だけ取られ続ける関係となる。

連年の目録に判を付いたように繰り返される本店春中・秋中借高、本店延荷物駄賃内借高と本店延荷物駄賃払であるが、逆にこの融資及び取引がなければ、越後屋・奈良物屋は経営的に立ち行かなくなり、営業停止となることは必至である。これが現代であれば、大手企業による3分2以上の株式保有という形になるだろうが、株式取引のない江戸期ではこうした「融資漬け」という形にならざるを得ないのであろう。

年号	半期	定詰	手代	子供	下女	才領	合計	
天保2	上	4	10	2	2	2	20	
	下	4	10	4	2	2	22	
天保3	上	4	9	3	2	2	20	
	下	4	9	3	2	2	20	
天保4	上	4	10	3	2	2	21	
	下	4	9	3	2	2	20	
天保5	上	4	9	4	2	2	21	
	下	3	11	2	2	2	20	
天保6	上	3	10	3	2	2	20	
	下	4	11	2	2	2	21	
天保7	上	5	9	2	2	2	20	
	下	4	10	3	2	2	21	
天保8	上	4	9	3	2	2	20	
	下	4	9	3	2	2	20	
天保9	上	3	10	3	2	2	20	
	下	3	9	3	2	2	19	
天保10	上	4	9	3	2	2	20	
	下	4	9	3	2	2	20	
天保11	上	4	9	4	2	2	21	
	下	4	8	4	2	2	20	
天保12	上	3	9	3	2	2	19	
	下	3	10	2	2	2	19	
天保13	上	4	8	3	2	2	19	
	下	4	9	4	2	2	21	
天保14	上	4	9	3	2	2	20	
	下	4	10	2	2	2	20	
天保15	上	4	9	3	2	2	20	
弘化元	下	3	10	3	2	2	20	
弘化2	上	3	10	3	2	2	20	
	下	3	11	4	2	2	22	
弘化3	上	3	9	4	2	2	20	
	下	3	8	5	2	2	20	
弘化4	上	3	8	5	2	2	20	
	下	3	11	3	2	2	21	
嘉永元	上	3	11	3	2	2	21	
	下	3	10	4	2	2	21	
嘉永2	上	3	10	4	2	2	21	
	下	1	11	3	2	2	19	
明治2	上	欠本						
	下	2	8	3	下男2	2	17	
明治3	上	2	8	3	2	1	16	
	下	2	7	2	2	0	13	
	11月18日～	1	2	0	1	0	4	
明治4	上	1	3	0	0	1	5	

*三井文庫所蔵、本2050、2052「金銀請払勘定、雑用方目録」により筆者作成。上半期は正月元日～7月14日、下半期は7月15日～12月晦日

表7 奈良物屋三右衛門奉公人数

年	半期	請方	払方	請払差引(請方-払方)
天保2	上	銀236貫717匁6分1厘	銀177貫532匁9分3厘	銀59貫184匁6分8厘
	下	銀222貫894匁2分5厘	銀215貫355匁6厘	銀7貫544匁1分9厘
天保3	上	銀209貫872匁2分2厘	銀210貫386匁9分5厘	銀514匁7分3厘
	下	銀212貫554匁8分4厘	銀209貫851匁9分	銀2貫702匁9分4厘(当季延銀姿と添え書き)
天保4	上	銀187貫140匁5分2厘	銀179貫934匁2分7厘	銀7貫206匁2分5厘
	下	金2782両3朱、銀7貫219匁6分3厘、銭405貫258文	金2729両1分、銀5貫838匁5分3厘、銭378貫457文	金52両3分3朱、銀1貫381匁1分、銭26貫801文(銀4貫962匁7分3厘は「本店納」)
天保5	上	金2820両2分1朱、銀7貫5匁7分8厘、銭458貫750文	金2814両3分2朱、銀6貫250匁6厘、銭448貫710文	金52両2分3朱、銀755匁7分2厘、銭10貫38匁
	下	金2761両1朱、銀6貫670匁6分5厘、銭370貫561文	金2742両3朱、銀6貫381匁7分5厘、銭357貫850文	金18両3歩2朱、銀288匁9分、銭12貫713文(銀換算1貫608匁2分は「本店納」とある)
天保6	上	金2928両2分1朱、銀9貫528匁5分5厘、銭467貫933文	金2921両1分、銀8貫850匁5分5厘、銭436貫362文	金7両1分1朱、銀678匁、銭31貫567文(銀1貫437匁3分8厘は「本店納」)
	下	金3534両、銀16貫82匁、銭488貫232文	金3498両3朱、銀15貫722匁5分3厘、銭432貫438文	金36両2分、銀359匁8分8厘、銭55貫790文(銀3貫172匁6分5厘「本店納」)
天保7	上	金3239両3分2朱、銀19貫614匁7分2厘、銭410貫792文	金3227両3分1朱、18貫167匁7分2厘、銭400貫913文	金12両1朱、銀1貫453匁、銭9貫879文
	下	金3721両2朱、銀19貫958匁6分5厘、銭420貫611文	金3706両2朱、銀19貫537匁8分5厘、銭408貫611文	金15両、銀420匁8分、銭12貫
天保8	上	金3426両1分1朱、銀23貫442匁9分6厘、銭558貫959文	金3422両3朱、銀23貫3匁6分6厘、銭551貫350文	金4両2朱、銀439匁3分、銭7貫611文
	下	金3918両2分、銀23貫837匁5分1厘、銭480貫109文	金3917両1朱、銀23貫694匁8分1厘、銭477貫439文	金1両1分3朱、銀142匁7分、銭3貫666文
天保9	上	金4862両、銀22貫863匁3分6厘、銭605貫154文	金4807両、銀22貫357匁3分6厘、銭592貫854文	金55両、銀506匁、銭12貫300文
	下	金4123両1分、銀20貫823匁8分1厘、銭717貫709文	金4070両1分1朱、銀20貫250匁8分1厘、銭716貫480文	金52両3分3朱、銀573匁、銭1貫225文
天保10	上	金4885両1分2朱、銀20貫94匁4分6厘、銭516貫862文	金4764両3分1朱、銀20貫88匁3厘、銀20貫88匁3厘、銭481貫838文	金120両2分1朱、銀6匁4分3厘、銭35貫24文
	下	金3529両1分2朱、銀48貫358匁3厘、銭461貫877文	金3521両3分3朱、銀48貫131匁1分3厘、銭431貫568文	金7両1分3朱、銀226匁9分、銭30貫309文
天保11	上	金3805両1分1朱、銀26貫996匁7分1厘、銭418貫753文	金3786両1朱、銀26貫810匁4分2厘、銭401貫674文	金19両1分、銀186匁2分9厘、銭17貫75文
	下	金3660両2朱、銀22貫203匁2分、銭551貫672文	金3634両、銀21貫929匁3分、銭539貫612文	金25両2分2朱、銀273匁9分、銭12貫60文
天保12	上	金4695両3朱、銀16貫892匁6分、銭484貫477文	金4663両3分、銀6貫717匁6分9厘、銭463貫37文	金31両1分3朱、銀174匁9分1厘、銭21貫440文
	下	金3727両3分3朱、銀18貫120匁1分1厘、銭460貫658文	金3674両2分1朱、銀17貫191匁8分1厘、銭437貫389文	金53両1分2朱、銀928匁3分、銭23貫265文
天保13	上	金2941両3分1朱、銀27貫993匁2分3厘、銭374貫177文	金2908両3分3朱、銀27貫446匁3分3厘、銭366貫190文	金32両3分2朱、銀546匁9分、銭7貫983文
	下	金2545両2分2朱、銀19貫22匁4分6厘、銭553貫517文	金2545両1分2朱、銀19貫6匁2分4厘、銭552貫858文	金1両、銀16匁2分2厘、銭655匁
天保14	上	金3623両1分2朱、銀16貫350匁2分1厘、銭452貫335文	金3621両1分、銀16貫345匁1分、銭450貫433文	金2朱、銀5匁1分1厘、銭1貫902文
	下	金5135両2分2朱、銀18貫579匁1分2厘、銭613貫233文	金5135両2分、銀18貫563匁1分5厘、銭612貫215文	金2朱、銀15匁9分7厘、銭1貫18文
天保15	上	金4674両2分2朱、銀18貫62匁7分7厘、銭574貫418文	金4674両、銀18貫43匁7分9厘、銭573貫966文	金2分2朱、銀18匁9分8厘、銭450文

年	半期	請方	払方	請払差引（請方－払方）
弘化元	下	金4944両、銀15貫65匁6分6厘、 銭635貫202文	金4941両1分2朱、銀14貫925 匁9分4厘、銭607貫331文	金2両2分、銀139匁7分2厘、 銭27貫867文
弘化2	上	金5518両、銀28貫593匁4分6 厘、銭600貫434文	金5517両、銀28貫563匁9分9 厘、銭598貫546文	金1両、銀29匁4分7厘、銭1 貫884文
	下	金5162両1分2朱、銀20貫918 匁6分3厘、銭542貫41文	金5159両2分、銀20貫896匁1 分4厘、銭538貫75文	金2両3分2朱、銀22匁4分9 厘、銭3貫962文
弘化3	上	金5789両2分、銀21貫714匁2 分8厘、銭622貫710文	金5782両1分、銀21貫602匁2 分9厘、銭594貫121文	金7両1分、銀111匁9分9厘、 銭28貫585文
	下	金5168両2分、銀30貫86匁3分、 銭500貫543文	金5165両3分、銀30貫6匁9厘、 銭491貫627文	金2両3分、銀80匁2分1厘、 銭8貫916文
弘化4	上	金6079両3分、銀24貫422匁3 分3厘、銭446貫570文	金6062両3分2朱、銀24貫248 匁4分6厘、銭416貫927文	金16両3分2朱、銀173匁8分7 厘、銭29貫643文
	下	金6142両2分、銀24貫979匁8 厘、銭517貫778文	金6093両3分2朱、銀24貫15匁 9分4厘、銭468貫20文	金48両2分2朱、銀963匁1分4 厘、銭49貫758文
嘉永元	上	金5279両1分、銀18貫713匁2 分6厘、銭469貫123文	金5259両2分2朱、銀18貫529 匁8分2厘、銭464貫427匁	金19両2分2朱、銀183匁4分4 厘、銭4貫692文
	下	金4737両1分2朱、銀17貫105 匁3分5厘、銭605貫593文	金4733両1分、銀17貫40匁8分 9厘、銭578貫414文	金4両2朱、銀64匁4分6厘、 銭27貫179文
嘉永2	上	金6051両1分、銀16貫144匁3 分5厘、銭650貫925文	金6026両2分、銀16貫115匁3 分5厘、銭642貫273文	金24両3分、銀29匁、銭8貫 648文
	下	金5406両2分2朱、銀21貫702 匁8分8厘、銭517貫950文	金5389両2分2朱、銀21貫664 匁4分4厘、銭517貫26文	金17両、銀38匁4分4厘、銭 924文
明治2	上	欠本		
	下	金9857両、銀444貫124匁3分、 銭1697貫712文	金9868両、銀424貫844匁6分 3厘、銭1587貫718文	銀19貫279匁6分7厘
明治3	上	金10716両1分3朱、銀513貫 812匁9分4厘、銭1638貫43文	金10744両1分2朱、銀534貫 470匁5分2厘、銭1638貫117 文	銀18貫734匁2分6厘不足
	下	金5183両2分3朱、銀521貫 711匁5分、銭950貫916文	金5218両2分1朱、銀559貫11 匁6分3厘、銭945貫954文	銀40貫462匁8分不足
明治4	上	金435両2分3朱、銀387匁2分 3厘、銭86貫787文	金343両2分、銀4貫837匁2分、 銭147貫236文	銀695匁7分2厘過上

*三井文庫所蔵、本2050、2052「金銀請払勘定、雑用方目録」により筆者作成。上半期は正月元日～7月14日、下半期は7月15日～12月晦日

表8 奈良物屋三右衛門金銀銭請方・払方・差引

9 明治維新後の奈良物屋

明治維新を迎え、飛脚業界にも大きな変化が訪れた。それまで御用務めのため、幕府から順番仲間に対して「御下ケ金」が下げ渡され、仲間所有の金1600両を有し、奈良物屋三右衛門が預り、そこから街道筋の飛脚取次所に「仕切金」（恐らく輸送経費とみられる）を送金していた。しかし、明治元年に明治政府から献金を申し渡され、仲間5軒（1軒200両）で金1000両を上納した。このため明治2年には仕切金の送金が停止した。明治3年正月4日頃以降、取次所から仕切金の催促を受けた奈良物屋（脇坂孫右衛門）では残金では不足のため金子を工面しようと、三井京本店に懸け合い、「所持之衣類諸道具不残御店様差上候共、中々以不及儀ニ候得共、有丈ケ差上幾重ニ茂御縄（縄ノ誤記カ）り御願奉申上候」と苦衷を訴えて金200両の融資を願っている⁽¹⁹⁾。

だが、上記の時点で工面は失敗したようである。脇坂孫右衛門は再度、願い書きを認め、「品

19 三井文庫 本1477—1—1

出し入共人任セニ仕置候處、悴定次郎義衣類道具脇差之類追々取出し賣拂、又者質物ニ差入」とあり、息子の定次郎が店の物品を勝手に処分してしまったのと、元治元年（1864）に火災の折に類焼して衣類も少なく、本店に差し上げるような物もないと恥を忍んで訴え、本店に救済を訴えている⁽²⁰⁾。融資を受けることに成功したのかどうか不明であるが、奈良物屋の内情と関係のないところで、京都の飛脚業界にも再編の動きが迫っていた。その大きな契機は明治政府による公用便の飛脚問屋との契約打ち切りである。

表7の奉公人の人数の変遷から辿ってみる。嘉永2年（1849）までは20人前後を維持してきた奉公人の数だが、明治2年（1869）下半期には17人、明治3年11月18日には13人から4人に一気に激減する。明治4年も5人とほぼ変わらない。原因は明治4年3月に東海道で施行される試験郵便に備え、飛脚仲間側でも動きがあり、会社組織化が進んだためと考えられる。明治3年11月付の東京第一定飛脚会社の関連史料を掲げる。

差入申一札之事

一 東京御店様江金銀御荷物、御状至迄従来岡本孫右衛門江被 仰付御蔭ヲ以家業相続仕候段、冥加至極難有仕合ニ奉存候、然ル所此度仲ケ間一統合併仕、一会社ニ取纏御請負奉建候間、不相替御用向被 仰付可被下候様偏ニ奉願上候、万一於道中塩染故障等出来候ハ、銘々共急度相弁、聊御損難相懸ケ申間鋪候、為後日依而如件

明治三年庚午十一月

東京定飛脚会社 印
岡本孫右衛門 印
吉村甚三郎 印
高橋庄次郎 印
堀尾新三郎 印
水谷三右衛門 印

三井両替御店

御支配人中様⁽²¹⁾

上記に「仲ケ間一統合併仕、一会社ニ取纏」とあることから、京都において順番飛脚仲間が合併して会社組織化したことがわかる。会社名は「東京定飛脚会社」と署名されているが、印影から正式には「東京第一定飛脚会社」としたことがわかる。会社名の意味は、`東京方面行き、の定飛脚会社」という意味である。この東京第一定飛脚会社は輸送企業として機能しており、同年11月28日付で金1万両額面手形入り御状1通を受注した。

差入申一札之事

一 金壺万両也手形入御状壺通 上目

幸便正六日限

但、金五千両宛式枚

右之通儘ニ請取申候處実正也、然ル上者御日限之通、無相違御届可申上候、尤於道中筋故障出来仕候共、早速相弁聊御損難相懸ケ申間敷候、為後日請負証文、依而如件

明治三庚午十一月廿八日

東京第一定飛脚会社 印
岡本孫右衛門 印
吉村甚三郎 印
高橋庄次郎 印
堀尾新三郎 印

20 三井文庫 本1477—1—2

21 三井文庫 続1626—1



東京第一飛脚会社の丸印。両端に「東京／第壹」、真ん中に「定飛脚会社」
(明治3年11月28日付「請取状」、三井文庫 続1626—2—1)



東京第一飛脚会社の分銅型の印影
(明治4年10月12日付「請取状」より、三井文庫 追2101—4)

水谷三右衛門 印

三井両替御店

御支配人中様⁽²²⁾

上記と同様の史料（荷主は同じ「三井両替御店御支配人中様」）として、同年12月8日付には金札4000両分手形入り御状1通、12月22日付で金札1000両分の手形入り御状1通、明治4年1月22日付で正金600両分手形入り1通、同年10月12日付で急便の金1000両手形入り書状1通、同年11月19日付で急便の金1000両手形紙包1つを請け負っている⁽²³⁾。いずれも東京の三井宛てである。

表4の早方払の欄を見ると、明治2年下と明治3年上が共に金2000両以上の支払いとなっており、江戸期の数字と比較して異様に突出している。これは恐らく明治政府が当初、従来の飛脚仲間を公用便差立てに利用していたことが反映した数字と思われる。明治政府が公用便輸送に関する飛脚仲間との契約を打ち切った明治3下には一気に激減したからである。明治政府はすでに翌4年3月を目途に東海道試験郵便の施行を企図しており、そのことを受けての会社化だということが考えられる。

ほぼ同時期に東京では「陸走会社」「定飛脚会社」が創立している。時期や名称、江戸期以来の連携、また東京第一飛脚会社に吉村甚三郎（東京の和泉屋（吉村）甚兵衛の系列）が参加していることを考えると、東京と京都における会社組織化は連動しているものと推測される。

表8の請方と払方の差引を見ても明治3年上には初めて1万両を突破しているが、却って赤字を出している。逆に明治4年上には請方と払方の金額が急減したが、差引は黒字に転換した。奈良物屋から東京第一飛脚会社への業務シフトが軌道に乗ったからであろう。

荷物と書状の輸送手段も大きく変わった。明治4年下の目録（表9）からわかる。払方の項目からは、「蒸気船元払」「蒸気船元払残り」の合計が金205両となっていることを確認できる。従来の馬に依存した陸上輸送から海上輸送へと輸送の主力が移っており、飛脚の大きな特色であるはずの陸送の記録が目録からは窺えないが、これは会社組織であるため、例えば、奈良物

22 三井文庫 続1626—2—1

23 三井文庫 続1626—2—2～4 追2101—4（2通）

請方		
項目	金銀銭表記	左欄の銀換算
惣掛ヶ入高	金148両2分1朱、銭40貫398文	銀9貫156匁1分4厘
残銀入高	金4両3分1朱、銭150文	銀289匁6分5厘
毎日現銀駄賃	金250両2分3朱、銭17貫413文	銀15貫145匁7分3厘
飛脚掛金預り	金1両1朱	銀63匁7分5厘
講懸金入	金30両	銀1貫800匁
当座貸入	金2分1朱	銀33匁7分5厘
未七月店卸在物	銀387匁2分3厘	
両替（請払出入済）	銭28貫824文	銀172匁9分
小計	金435両2分3朱、銀387匁2分3厘、銭86貫787文	銀27貫49匁1分9厘

払方		
項目	金銀銭表記	左欄の銀換算
蒸気船元払	金190両	銀11貫400匁
蒸気船元払残り	金15両	銀900匁
山崎屋幸吉大坂迄船賃払	金15両3朱	銀911匁2分5厘
山城屋清兵衛大坂迄船賃払	金10両2分、銭854文	銀635匁1分2厘
万屋長兵衛駄賃状賃払	金1両2朱	
会社江状賃払	金1分、銭250文	銀16匁4分9厘
見世荒物代	金4両、銭12貫48文	銀312匁2分9厘
油、蠟燭、紙墨筆、笠、提灯、合羽	金1両2分2朱、銭3貫812文	銀120匁3分7厘
見世方諸入用	金5両1分1朱、銭3貫532文	銀339匁9分4厘
附届ヶ諸入用	金1両1分1朱、銭1貫96文	銀85匁3分3厘
普請方	金1朱、銭2貫830文	銀20匁7分3厘
臨時入用	金10両1分1朱、銭	銀633匁5厘
小野御為替、元金サシ（符丁、50）両也、三軒組合元入割出し	金15両	銀900匁
吉村甚三郎殿元金セ舟（符丁、200）両也借用、四ヶ月分利足、但しイ(1)歩セ(2)朱	金10両	銀600匁
講金懸戻し	金7両1分	銀435匁
当座貸取岩崎卯助	銭300文	銀1匁8分
未正月店卸有物	銀929匁7分	
台所雑用方（下の「雑用方」が内訳）	金54両1朱、銭120貫116文	銀7貫871匁9分5厘
両替	金2両2分	内訳は請払出入済が銀150匁、損が銀22匁9分4厘
小計	金343両2分、銀4貫837匁2分、銭147貫236文	銀26貫353匁4分7厘
合計（請払方ー払方）	銀695匁7分2厘過上	未七月店卸残り有物の銀387匁2分3厘と足して、「式口」として銀1貫82匁9分5厘
合計（再差引）	銀1貫82匁9分5厘から蒸気船元払残り銀900匁を引いて銀182匁9分5厘金出目とされ、「此在金2両2歩也、銭6貫590文／未七月／金銀出入帳実合」と記される	

雑用方		
項目	金銀銭表記	左欄の銀換算
白米3石8斗	金25両2分1朱、銭2貫172文	記載なし
味噌	金1分2朱、銭3貫36文	記載なし
塩	金1分1朱	記載なし
醤油	金3両2朱	記載なし
酒	金2両3分1朱、銭3貫500文	記載なし
肴	金1両3分3朱、銭2貫100文	記載なし
干物、塩もの共	金5両1分、銭9貫590文	記載なし
青物	金2朱、銭33貫424文	記載なし
豆腐	金2分、銭3貫978文	記載なし
油、蠟燭、紙墨筆、笠、提灯、合羽	金2両3朱、銭950文	記載なし
菓子	金1朱、銭950文	記載なし
煎茶	金3朱、銭2貫996文	記載なし
炭薪、炭団共	金4両3分3朱、銭7貫100文	記載なし
瀬戸物	銭2貫500文	記載なし
桶輪替并新規調共	金1分3朱、銭2貫926文	記載なし
町入用	金2両1分2朱、銭14貫890文	記載なし
神社仏閣	金1両1分3朱、銭10貫800文	記載なし
薬礼	金1分2朱、銭4貫48文	記載なし
台所諸入用	金1朱、銭11貫332文	記載なし
髪結賃、油、元結代、祝義共	金2両	記載なし
若キ者、煙草、雪踏代、祝義共	銭4貫500文	記載なし
給銀	銀3貫907匁5分	左欄内訳として「内セメエ舟カカサ入 (内2貫766匁5分) 小林」「イメ舟 チしサシ(1貫185匁) 見世方」
小計	金54両1朱、銀3貫907匁5分、銭 120貫116文	銀7貫871匁9分5厘

表9 奈良物屋三右衛門、明治4年(1833)1～7月営業収支

屋は白子荷物を扱った延長線上での海上輸送、他の業者は陸上輸送というように分担した可能性も考えられる。

おわりに

京都の飛脚問屋を代表する存在とも言える越後屋孫兵衛（孫右衛門）・奈良物屋三右衛門について、当主について概略を見た上で、越後屋と奈良物屋が株の関係から江戸後期には一体化したことを再確認した。越後屋孫兵衛はもともと三井の手代別家として創業したのであるが、天明7年(1787)の十七屋孫兵衛一件によって経営難に立たされた。苦境の中で三井京本店にてこ入れによって越後屋・奈良物屋は再起を図ったものと思われる。前章で示したように目録に示される多額の借用高と上納高とはそのことを如実に物語っている。

目録は、資本を掌握された越後屋・奈良物屋が三井京本店に提出し続けた出納報告書と言えるものであった。越後屋孫兵衛と奈良物屋三右衛門の一族は賄い金を貰って生計を立て、三井京本店の方針に基づき、飛脚問屋を営業した。請方(収入)と払方(支出)の総額差引が少額

である事実からもわかるように収支はとんとんであった。企業体としては経営も資本もほぼ三井京本店傘下に置かれる状態であり、三井の輸送部門同然であった。越後屋・奈良物屋の飛脚問屋の在り方は、筆者が今まで研究対象としきた京屋弥兵衛と嶋屋佐右衛門のような、株所持者がいるものの、江戸店を中心とした地方店・取次所のネットワークを構築した独立企業体とは全く趣を異にするものであると言えよう。

目録を検討した結果、輸送による荷主から支払われる収入が大きな柱の一つであるが、その収益の多くは荷物持金并中指代として宰領、また早方払として早飛脚（走り飛脚）に支払われた。そしてもう1つの大きな負担が順番飛脚仲間に支払われた月番払である。年によって変動があるものの金300両前後から200両前後が支払われた。請方に徳用、雑用、荒物代という収入があるが、月番払と比べれば、少額である。つまり京都町奉行所の御用は支出する一方の公務であったと言えよう。赤字ながらも御用を請け負うメリットとは、やはり御用＝権威に由来する顧客からの信用獲得であったものと推察される。

【付記】 稿を起こすに当たり、史料を保管する三井文庫、郵政歴史文化研究会第一分科会の石井寛治先生、会員の皆様にお世話になった。この場を借りて御礼申し上げます。

(まきしま たかし 桐生文化史談会理事 くずし字解説「古文書探偵」代表)